

平成30年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 平成30年9月27日（木曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成30年10月1日（月曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事兼 企画財政課長	迎雄一朗君	事 業 理 事	川内野勉君	総務課長	山本勝憲君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	藤永大治君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水道課長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教育次長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第64号 平成30年度 佐々町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第65号 平成30年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第66号 平成30年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第67号 平成30年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第68号 平成30年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第69号 平成30年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第70号 平成30年度 佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第71号 平成30年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。本日は、平成30年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、橋本義雄君、7番、平田康範君を指名します。

これから、議案の上程を、2日目9月28日に引き続き行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第64号 平成30年度 佐々町一般会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第64号 平成30年度佐々町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第64号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

1枚めくって、1ページからよろしくお願ひします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

8款地方特例交付金、補正額、266万2,000円、計1,266万2,000円。1項地方特例交付金、補正額、計とも同額です。

9 款地方交付税、補正額2,130万5,000円、計13億6,130万5,000円。1 項地方交付税、補正額、計とも同額です。

11 款分担金及び負担金、補正額178万6,000円、計9,803万6,000円。1 項分担金、101万1,000円、計181万1,000円。2 項負担金、補正額77万5,000円、計9,622万5,000円。

13 款国庫支出金、補正額、減額3,330万円、計7億2,867万5,000円。2 項国庫補助金、補正額、減額3,415万5,000円、計1億6,536万9,000円。3 項委託金、補正額85万5,000円、計459万7,000円。

14 款県支出金、補正額5,634万円、計4億8,222万9,000円。2 項県補助金、補正額5,634万円、計1億5,326万7,000円。

15 款財産収入、補正額74万5,000円、計1億3,866万6,000円。1 項財産運用収入、補正額8万5,000円、計1,817万円。2 項財産売払収入、補正額66万円、計1億2,049万6,000円。

16 款寄附金、補正額7,000万円、計8,002万円。1 項寄附金、補正額、計とも同額です。

17 款繰入金、補正額、減額1億2,000万円、計3億4,992万2,000円。1 項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

18 款繰越金、補正額2億3,404万9,000円、計2億3,405万円。1 項繰越金、補正額、計とも同額です。

19 款諸収入、補正額799万1,000円、計8,754万3,000円。4 項雑入、補正額799万1,000円、計6,631万5,000円。

20 款町債、補正額、減額2,550万円、計3億4,010万円。1 項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額2億1,607万8,000円、計59億8,177万8,000円。

続きまして、歳出、2ページになります。

1 款議会費、補正額40万5,000円、計8,173万7,000円。1 項議会費、補正額、計とも同額です。

2 款総務費、補正額3,489万8,000円、計7億7,166万8,000円。1 項総務管理費、補正額3,722万7,000円、計6億6,193万6,000円。2 項徴税費、補正額、減額334万8,000円、計7,509万8,000円。3 項戸籍住民基本台帳費、補正額101万9,000円、計2,853万8,000円。

3 款民生費、補正額、481万4,000円、計16億8,951万7,000円。1 項社会福祉費、補正額630万4,000円、計7億4,259万3,000円。2 項児童福祉費、補正額、減額149万円、計9億4,672万4,000円。

4 款衛生費、補正額479万9,000円、計6億8,346万6,000円。1 項保健衛生費、補正額、532万2,000円、計3億7,447万3,000円。2 項清掃費、補正額、減額47万9,000円、計3億246万1,000円。3 項診療所費、補正額、減額4万4,000円、計653万2,000円。

6 款農林水産業費、補正額1,655万9,000円、計2億2,611万6,000円。1 項農業費、1,655万9,000円、計2億944万1,000円。2 項林業費、補正額、ゼロ、計1,647万5,000円。

7 款商工費、補正額、減額26万3,000円、計5,365万5,000円。1 項商工費、減額26万3,000円、計5,365万5,000円。

8 款土木費、補正額、減額8,600万6,000円、計8億9,180万5,000円。1 項土木管理費、補正額305万円、計9,554万円。2 項道路橋梁費、補正額719万円、計2億8,310万2,000円。3 項河川費、補正額70万円、計1,080万5,000円。5 項都市計画費、補正額、減額2,805万円、計4億334万6,000円。6 項住宅費、補正額、減額6,889万6,000円、計9,798万5,000円。

9 款消防費、補正額、減額185万7,000円、計2億4,375万5,000円。ページをめくってください、すみません。1 項消防費、補正額、計とも同額です。

10 款教育費、補正額1,784万1,000円、計5億8,230万7,000円。1 項教育総務費、補正額、12万2,000円、計8,117万7,000円。2 項小学校費、補正額983万8,000円、計1億4,053万7,000円。3 項中学校費、補正額445万円、計7,561万8,000円、4 項幼稚園費、補正額170万円、計1億2,771

万円。5項社会教育費、補正額156万3,000円、計1億1,556万6,000円。6項保健体育費、補正額16万8,000円、計4,169万9,000円。

11款災害復旧費、補正額6,389万9,000円、計6,394万7,000円。1項農林水産施設災害復旧費、補正額6,239万9,000円、計6,244万7,000円、2項公共土木施設災害復旧費、補正額150万円、計150万円。

13款諸支出金、補正額1億5,500万円、計1億6,893万1,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額598万9,000円、計3,077万円。1項予備費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正額2億1,607万8,000円、計59億8,177万8,000円。

以上でございます。

続きまして、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正。

追加、事項、放課後児童健全育成事業運営委託料、期間、平成31年度から平成33年度まで、限度額1億1,945万円。事項、佐々町第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、期間、平成31年度、限度額400万円。

次のページをごらんください。第3表、地方債補正。

追加、起債の目的、(災害復旧事業債)、30年災河川等災害復旧事業、限度額150万円、すみません、下3つの項目についても、あわせて読み上げさせていただきたいと思います。

(災害復旧事業債)、30年災農地等災害復旧事業830万円、(公共事業等債)、農林地域防災減災事業(ため池整備)500万円、(公共事業等債)、美しい森林づくり基盤整備交付金事業300万円。

起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年2.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

変更、起債の目的、臨時財政対策債、限度額、1億8,500万円、すみません、下の2つの事業についてもあわせて読ませさせていただきます。

(防災対策事業債)、第1分団消防自動車購入事業、限度額2,590万円、(公営住宅建設事業債)、公営住宅改修事業7,150万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、年2.0%以内、ただし利率見直し方式で、借り入れる資金について利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後、臨時財政対策債1億8,670万円、(防災対策事業債)、第1分団消防自動車購入事業、限度額2,380万円、(公営住宅建設事業債)、公営住宅改修事業、限度額2,860万円、この3つにつきまして、起債の方法、補正前に同じ、利率、補正前に同じ、償還の方法、補正前に同じ。

以上でございます。

次のページ、6ページから事項別明細書の説明でございます。まず、歳入について若干補足して説明をさせていただきます。

すみません、大変失礼しました。事項別説明書につきましては、説明を割愛させていただきます。申し訳ございません。

それでは、歳入について補足して説明をさせていただきます。

8ページをごらんくださいますようお願いいたします。8ページに歳入、9款地方交付税、1項地方交付税でございますが、地方交付税につきましては、普通交付税の額の決定に伴う補正でございます。2,130万5,000円を計上させていただいております。

めくっていただきまして10ページでございます。15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入でございます。こちらにつきましては、国鉄寮跡地等の売却に伴う補正額でございます。

16款寄附金、1項寄附金、1目協働のまちづくり促進事業費寄附金、こちらについては7,000万円の補正でございます。ふるさと納税の返礼品の拡充とポータルサイトの開設に伴う増でございます。

すみません、ページをめくっていただきまして11ページでございます。17款繰入金、1項基金繰入金、こちらにつきましては、今回の補正予算の財源調整で下水道整備基金繰入金、減額3,000万円、財政調整基金繰入金、減額9,000万円を計上させていただいております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。17ページ、2款総務費、1項総務管理費、11目ふるさと納税事業費、補正額3,951万9,000円、こちらにつきましては、ふるさと納税の返礼品の拡充とポータルサイトの増設に伴う寄附金の増に対応した補正でございます。

すみません、少し飛びまして34ページでございます。13款諸支出金、1項基金費、財政調整基金費、補正額1億2,000万円、こちらにつきましては、地方財政法第7条の規定により、平成29年度の決算による剰余金について2分の1以上の額を基金に積み立てることから、その積み立てとして計上しているものでございます。

9目協働のまちづくり促進基金費、補正額3,500万円、こちらにつきましては、ふるさと納税について返礼品の拡充とポータルサイトの開設に伴う寄附金の増により、その2分の1を基金に積み立てるものでございます。

私のほうからは以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

担当課からほかに説明がありましたら。

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、15ページをお願いいたします。歳出の15ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費の15節のところがございます工事請負費でございます。役場庁舎、タイル、カーペット取りかえ工事、役場駐車場ブロック壁改修工事でございます。役場庁舎の床、タイル、カーペット工事につきましては、戸籍のローカウンター化に伴いまして、点字ブロックとカーペットのほうを張り替えることとしております。その関係で、今回、お客様が利用される、いわゆるカウンター、外ですね、1、2階のフロアカーペットのほうも一緒に張り替えるということで計画させていただいております。

本来なら当初予算のほうで計上させていただくべき費用でございますが、ちょっと打ち合わせの部分がちょっと足りませんので、今回、補正という形で対応させていただいております。

あと、役場駐車場ブロック壁改修工事でございますが、こちらにつきましては、先の地震で若い命がなくなりましたので、その関係で、役場施設の関係のブロック塀の点検を行いまして、その中で鉄筋が入っていないということで、この部分のブロック壁の改修を考えております。駐車場のブロック壁の改修を考えておるところでございます。

同じページの3目の財産管理費の工事請負費でございますが、こちらはさざん花、神田、江里各町内会からの集会所のエアコンの改修工事の費用でございます。2分の1の負担ということで、財源のほうに77万5,000円、財源として組み入れさせていただいております。なお、エアコン設置につきましては、町内会と打ち合わせしまして、本来なら当初予算で計上して夏場に間に合うようにという形でつけるべきものだと思いますが、町内会のほうが予算等の確定が

どうしても必要だということで、この時期で町内会と打ち合わせをして9月に補正をさせていただいているものでございます。

あと16ページ、8目の電子計算費でございます。13節の委託料、減額しておりますが、こちらは各会計のほうにコンビニ収納関係の費用を一旦、うちのほうの電子計算機のほうで、一般会計のほうに入れておりましたので、その部分の組み替え、それと年金部分の改修が必要でございますので、その部分の分で、プラスとマイナスで165万円の減額ということでございます。

続きまして、すみません、ページ飛びますが、29ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、3目の消防施設費、こちらは消防団の第1分団の消防自動車の購入をしまして、その結果、入札執行残という形で減額させていただいております。

それと、その下の4目の災害対策費ということで、職員手当等の50万円を増額させていただいておりますが、これは災害時の職員の時間外勤務手当ということで計上させていただいております。

その他財源で20万円入っておりますが、こちらすみません、戻っていただいて、11ページです、ね、歳入の11ページ、下から2番目の全国町村会災害対策費用保険金ということで、29年5月に保険のほうに加入しております、その分で保険金が入ってくるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、すみません。4ページになります。第2表の債務負担行為補正のところになります。まず、上段のほうですけれども、放課後児童健全育成事業運営委託料のところでございます。現在の契約につきましては、平成28年度から平成30年度までの3か年契約ということで進めております。今年度を持ちまして契約満了ということになるものですから、今年度、31年度から33年度までの3か年にかかる運営委託の事務を進めるために、今回、債務負担行為を設定をさせていただいているものでございます。

限度額1億1,945万円というふうに設定をさせていただいております。これにつきまして少し御説明をさせていただければというふうに思いますけれども、まず、口石小学校につきまして、現在、支援単位を2つで進めてきております。支援単位といいますのは、いわゆる2つといいますのは、子どもたちの部屋、いわゆる教室を口石小学校であればグラウンドの横の施設と、それと学校の中の教室ということになりますけれども、それを今回の設定に際して、平成32年の4月1日から国の施設の基準が明確に適用されると。もともと1人当たり1.65平米という基準がございましたけれども、それが経過措置が終わって32年の4月1日から適用されるというふうなこともございまして、実態等もございまして、今回、支援単位を3単位、いわゆる1つ教室をふやす形で今回の債務負担行為の限度額の設定をさせていただいております。

児童数につきましては、それぞれ定員を45名、いわゆる登録者数といいますか、そういう形で設定をさせていただき、債務負担行為の限度額の算定につきましては、国の補助基準が1単位当たり、おおむね40人以下というふうなことでございまして、この限度額の基準の計算としましては、40人の3単位、120人で計算をさせていただいております。

また、利用日数につきましては、31年度と33年度を291日、32年度につきましては290日、年間の平均利用人員といいますか、先ほど言いました40人の3単位ということで120人。それから、保護者の負担金につきましては1か月5,000円ということで算定をさせていただいております。

それから、佐々小学校につきましては、支援単位を2単位ということで算定をさせていただ

き、児童数につきましては、口石小学校同様に、基本的には考えておりますけれども、1つ、先ほど申し上げました施設基準が適用されることによって、人数的には38人しか入らないというふうな場所も出てまいりますので、43人と38、43人というところは定員というイメージで、すいません、45人と38人ということで定員というふうに考えておまして、実際の計算におきましては、年間の平均利用人数を78人、利用日数は291日、先ほど口石小学校と同じでございますけれども、それと保護者の負担金は1か月ということで算定をさせていただいております。その算定結果が1億1,945万円というところでございます。

それから、その下の佐々町第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料でございます。限度額400万円ということで設定をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、現在の計画が平成27年度から31年度までの5か年計画となっております。前回の策定時におきましても、2か年で計画策定作業を進めてきた経緯がございます。基礎調査、それと計画策定という形で、それぞれの年度に区分する形で作業を行ってまいりました。

実際にその当時の事務作業的なものから今回一括してといいますか、一体的に作業を進めていくほうが作業がスムーズにいくのではないかとというふうに、私ども考えまして、今回、債務負担行為を設定をさせていただいたところでございます。

前回もありましたけれども、今回につきましても、国のほうから通知がまいりまして、計画策定作業がスムーズに進むようにというふうなことから、基礎調査と計画策定と基本的には2段階になるわけですけれども、その2段階のまず前段階に係る部分、基礎調査、いわゆるニーズ調査というふうな表現をしたりもしておりますけれども、につきましては、交付税の措置がなされると。いわゆる特別交付税での措置というふうなことになるようございまして、平成30年度にそういった基礎調査を行う市町村に対してのみ特別交付税で措置を行いますよということで通知がまいりましたので、それにあわせて今回、補正予算にて計上させていただき、債務負担行為の設定をさせていただいたところでございます。

それから、歳入のほうの説明をさせていただければというふうに思います。9ページになります。13款国庫支出金、2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金の一番上のところになります。37万8,000円ですけれども、これにつきましては、歳出側でも同じ37万8,000円のところが20ページのところに出てきますので、詳細についてはそちらのほうで御説明をさせていただきます。

それから、同じページですけれども、14款県支出金、2項県補助金のところで、2目民生費県補助金で363万5,000円というのがございます。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(1/2)というふうに書いてありますけれども、これにつきましては、大変申し訳ございません。当初予算のところで歳出予算は計上しておりましたけれども、歳入予算の計上漏れでございます。歳出側は、地域福祉ネットワークの事業委託料であるとか、地域デイサービスに係る事業委託料であるとか、そういったものが補助の歳出側ということになってまいります。

それから、すみません、12ページのほうになります。19款諸収入、4項雑入、1目雑入のところで、地域医療介護総合確保基金事業補助金清算返還金というのがございます。これにつきましては、町内の介護施設のほうで発生した事業に係る年度での清算に係る返還金ということでございます。同額を歳出側のほうでも予算を計上させていただいているところでございます。

それから、18ページから19ページに係る部分になります。返還金が多く出ておりますけれども、これにつきましては、28年度、29年度に係る事業の精算に係る返還金ということでございます。

それから、20ページ、先ほど歳入で御説明をさせていただいた37万8,000円の補助金のところですが、20ページの1目戸籍住民基本台帳費の委託料のところでございます。戸籍記録文字情報抽出対応業務委託料というところでございます。これにつきましては、戸籍事務のマイナンバー制度導入におけるネットワークの連携を行うために、市町村ごとに異なる文字コードが管理されている。いわゆるその名前の管理をする部分で漢字が122万文字管理がなされ

ているということで、各自治体それぞれの文字コードが異なっているというふうなことから、これを実際にマイナンバー制度導入にあわせてネットワーク連携をしていくために、全国の市町村がそれぞれ異なる番号で管理をしていますけれども、それが文字を統一とみなすことができるのか。まずそのネットワークに提携させることができるのかというふうな前段の作業ということで定額補助を国のほうからいただき、準備作業を進めていくものでございます。

そういった作業結果を受けて、今度は国においてそういった収集した文字を戸籍統一文字として追加するかどうかの判断を次の段階として行うということになってくるものでございます。

それから、21ページになりますけれども、同じく戸籍住民基本台帳費のところの18節の備品購入費でございます。これの28万1,000円につきましては、住民票など各種証明をする際に、契印機というのがございまして、契約の「契」という部分で穴がぽつぽつとあく機械ですけれども、その機械の故障に伴う予算の計上ということでございまして、現時点では、公印で割印を打つ形で対応させていただいているところでございます。その更新ということになります。

それから、同じく21ページでございますけれども、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の9節旅費45万円、普通旅費のところでございます。これにつきましては、上海視察にかかる3名分の旅費ということになります。突然の予算計上ということになりますけれども、この件については、県の国際課のほうが上海市の宝山区から高齢者対策に係る県内の自治体を推薦いただけないかという打診を受け、県のほうが佐々町を推薦されたということでございます。

その背景には日本のような介護保険制度が中国のほうは整備をされていないというふうなこともあったようでして、今後、急激に進む高齢化社会に対応した高齢者対策を進めていくうえで、佐々町のような形でその地域が協力し合いながら介護予防に取り組んでいるという仕組みを学びたいということのようです。

そこで、実際に現地を訪問いただくといえますか、現地を見ていただきながら御指導をいただくなどの意見交換をさせていただきたいという話を伺っているところでございます。

それから、22ページのところでございます。民生費の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のところの委託料300万円でございますけれども、先ほど、債務負担行為のところでも御説明をさせていただきましたけれども、今年度にかかる分の予算ということで、いわゆる基礎調査といえますか、ニーズ調査を今年度進めていくというものでございます。

すみません、以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

それでは、歳入のほうですが、8ページのほうをお願いいたします。8ページ、11款の分担金及び負担金、1項分担金、農林水産業費分担金ですが、30年災農地災害復旧事業受益者分担金ですが、ことし7月の豪雨によります農地災害の復旧事業における地元負担となるもので、4地区での農地災害のほうを申請予定としております。補助残の2分の1が負担となりますので、町で受けるものになります。

続きまして、9ページのほうをお願いいたします。めくっていただきまして9ページですが、14款県支出金、2項県補助金の8目災害復旧費県補助金ですが、こちら農林水産施設災害復旧費補助金のまず上段のほう、29年災農地災害復旧事業補助金のほうですが、こちらは平成29年7月の梅雨前線豪雨によります、被災しました頭首工の松瀬井堰のほうになりますけれども、そちらの復旧工事におきまして、平成30年3月に暴雨によります仮設工のほうで流亡いたしま

して、そちらの計画変更を行いまして、国とのほうの変更協議も行いまして、増額での変更計画のほう認定されております。今年度、見込めます補助額を計上いたすものです。

次の下段のほうですけども、30年災農地等災害復旧事業費補助金、こちらのほうは今年度7月豪雨によります農地災害4件分と農業用施設の1件分、こちらを災害復旧事業を申請いたしまして、見込める分の補助金の計上をいたすものです。

また、めくっていただきまして、続きまして、12ページのほうになりますけれども、19款諸収入4項雑入1目雑入のほう、下から2段目のほうになりますけれども、観光協会補助金の返還金ですが、こちら123万9,000円になります、前年度補助金におきまして残額が出た場合、返納いただくようになっております。その分を受け入れるものになります。

続きまして、13ページのほうになりますけれども、20款町債、1項町債、5目災害復旧債のほうになります。こちらの2節農業等災害復旧事業債、こちら30年災農地等災害復旧事業のほうになります、現年債に対します町負担分につきまして起債のほうがありまして、今回災害分で特例という形で充当率100%のほうで起債が受けられますので、そちらのほうを申請するような形になっております。

続きまして、6目の農林水産業債のほうですが、こちらまず1節の農業債のほう、農村地域防災減災事業ため池整備のほうになります、こちら当初予算で計上しておりますため池整備事業の負担に対します起債のほうで、充当率90%を予定しているものです。

その下ですが、2節林業債のほうですが、こちらは美しい森林づくり基盤整備交付金事業のほうになります、こちら当初予算のほうで計上いたしました林道橋の修繕計画等、計画事務のほうになります、町の負担に対するもので、その分の起債ということになります。こちら充当率の90%ということをご予定しております。

続きまして、歳出のほうになります、25ページのほうをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費、こちらの5目の農業振興費のほうですが、1節の報酬のほうですが、14万1,000円計上しております、佐々町農業振興地域整備計画見直し検討委員会委員等の報酬としております。今年度、農振の見直し作業のほうを行っております、見直しの検討期間が必要となりますので、委員さんを10名ほど予定しまして、年度内では2回の開催を計画しております。その分の報酬のほうになります。

続きまして、8目の農地費のほうですが、需用費のほうで50万円計上しております、こちら修繕料ですが、大新田排水機場のエンジンオイルの交換分ということになります。

続きまして、11目の農業体験施設管理費のほうですが、まず11節の需用費135万円ですが、こちら修繕料ですけども、前回の台風の、7月の台風によります被害のほうで、ハウスの倒壊、体験施設のほうにハウスのほうが4棟ございまして、その分の2棟が倒壊しまして、その分と、あと備品の破けのほうもありますので、その分の修繕を行うもので計上しているものです。

それと18節の備品購入費のほうですが、30万円を計上しております、こちらは調理室に設置しております冷蔵庫のほうが故障しまして、その分の購入を行うものですが、あわせまして、12節の役務費のほうで上げておりますリサイクル料ですが、冷蔵庫のリサイクル料ということになります。

申し訳ございません。修繕料のほうでちょっと説明が漏れておりまして、先ほどハウスの修繕のほうを申し上げましたが、あとエアコンの補修のほうもございまして。施設のホールと研修室のほうにエアコンのほうがありますけれども、そちらの2基故障しましたので、その分の補修を行うものということで上げております。

それと、もう一つ、水道管の漏水というのも体験施設のほうで発生しておりますので、その分の修繕も行うものということで、合計で135万円の計上をしております。

次のページ、26ページのほうになります、まず農林水産業費、2項の林業費の2目林業振興費のほうですが、こちら財源の組み替えの起債のほうを利用いたしますので、その分での財

源の組み替えということになります。

続きまして、7款の商工費、1項商工費、4目観光費になりますが、19節の負担金のほうになります。マイナス12万円というふうに計上しておりますが、ながさき県北観光協会の負担金になりますが、こちらがことし6月末をもちまして解散をいたしましたので、今年度の負担がないということでの全額の減額をさせていただいております。

続きまして、ちょっと飛びますが、33ページのほうをお願いいたします。33ページ、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、まず1目農林水産施設災害復旧費、こちらのほうですけれども、本年の災害にあわせて以下のとおり新目のほうを新設いたしまして、今回この1目のほうが組み替えをさせていただくという形で、こちらのほう全額の減額という形をさせていただいております。

それで、2目のほう、農地災害復旧費のほうですが、こちらは新目という形で上げさせていただいております。

15節の工事請負費ですが、880万円、30年災農地災害復旧工事のほうで7月の豪雨によりまず被災した農地につきまして災害復旧を予定するもので、4件の工事のほうの分になります。

続きまして、3目の農業用施設災害復旧費のほうですが、こちらも新目という形になります。

こちらは、施設の分に対します目の設定のほうになります。

まず、旅費につきましては、9万9,000円計上しておりますが、災害事業のほうの打ち合わせ申請等に利用するものです。

続きまして、11節の需用費ですが、こちらは1目にありました消耗品の分をこちらのほうで移行して受け入れる形になっております。

15節工事請負費のほうですが、まず上段のほう、29年災農業用施設災害復旧工事のほうですが、29年度7月に被災しました頭首工のほうで追加工事となるものです。

その下、30年災農業用施設災害復旧工事のほうですが、本年度7月豪雨により被災しました、こちらも頭首工のほうですが、栗林井堰のほうになります。その復旧工事にかかるものの計上になります。

以上になります。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

それではすみません。補正予算書の27ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費1目、土木総務費、19節の負担金補助及び交付金でございますが、技能講習代として10万6,000円を計上させていただいております。これは、災害時の緊急対応のために小型移動式のクレーンの運転技能とあと高所作業車の技能講習を受講したいと思っておりますので、その分で計上させていただいております。

続きまして、下の分ですが、同じく8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費の15節工事請負費でございますけれども、町道改良維持補修工事として805万円の増額をお願いしたいと思っております。まず1点目として、町道小浦線の支線3号の横断暗渠の補修をしたいと思っております。これにつきましては、6月の水道点検をした際に、道路の一部陥没箇所があることが判明しております。この分でその補修をしたいというふうに思っておりますので、補正をお願いしているものでございます。

それから、町道小丸山線のブロック塀が町道に立っておりますので、その撤去工事を予定しております。

次に、28ページをお願いいたします。8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理費でござ

いますが、この15節の工事請負費で195万円の増額をお願いしたいと思っております。このうち、でんでんパークの植栽工事につきましては、公園内の樹木において酸欠状態で水はけが悪いということで一部枯れかけている樹木がございますので、樹木周辺の用地を掘削しまして、碎石等を入れ、水はけをよくするとか、そういう工事を、そういう対策を講じるために、補正をお願いしたいというふうに思っております。

それから、めくっていただきまして29ページでございますが、6項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費で減額の6,800万円ということですが、これにつきましては、町営住宅の整備改修工事として、平成30年度事業として要望していた事業の補助内示額にあわせた調整での減額でございます。これに伴いまして、歳入として9ページの国庫補助金、それから12ページの町債のほうが減額というふうになっております。

それから、飛びまして、34ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費でございます。まず、目の設定を今回させていただいております。この分の15節工事請負費でございますが、記載のとおり町道牟田原線、それから町道正福寺線の災害が発生をしておりますので、この分の復旧工事を行うものでございます。町道牟田原線につきましては、7月5日の日の大雨でございます。それから、正福寺線につきましては6月29日の雨で被災をしている、この2件の災害復旧工事を行うものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

23ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費の5目老人保健費でございますけれども、繰出金、減額の175万6,000円計上しておりますけれども、これは後期高齢者医療特別会計におきまして29年度の決算剰余金が歳入として上がってきますので、その関係で当初予算に計上しておりました事務費繰り入れ分の減額をさせていただいております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

教育委員会から主なものにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

5月に新潟市で発生した小学校2年生の児童の殺害事件、それから大阪北部地震によるブロック塀倒壊事件によりまして、8月末の委員会で報告をさせていただきましたとおり、児童生徒の緊急安全対策費としまして組ませさせていただきました。ページ30ページと31ページにかかけましてでございますが、まず10款1項2目の事務局費の中で、消耗品費を組んでおります。児童生徒用防犯ブザーということで組ませさせていただきました。

それから、その下の小学校費のところでございますけれども、ブロック塀改修工事というのがございます。これにつきましては、6月25日、ブロック塀の調査を教育委員会、建設課といたしまして、佐々小学校、それから次のページの中学校費のところから出てきますブロック塀改修工事、この2か所におきまして今回9月で補正をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、管理用備品ということで、戻りまして30ページの下のところの佐々小学校管理費の中の18節備品購入費でございますが、ここにおきましては、監視カメラシステムということ

で、佐々小学校のほうに緊急的にカメラを4か所設置する予定でございます。

それから、一般質問でも町長答弁もございましたとおり、今回、空調設備設置に伴うその前の実施設計を3校、それぞれ実施設計委託料を組まさせていただきます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。

15分まで暫時休憩といたします。

（11時04分 休憩）

（11時15分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

何点かありますので、申し訳ないです。3問までしか質問できないので、まとめて言います。

まず、4ページですね。債務負担行為の追加ですけども、放課後児童健全育成事業運営委託料ということで、先ほど御説明がありまして、過去3年間は多分6,000万ちょっとの金額で債務負担行為をしてあったと思うんです。それが今回は何で1億1,945万になるのかということ。

大分、会議録を読ませていただいた、総務厚生委員会の。なかなか理解ができなくて質問させていただきたいんですけども、まず国の補助単価というのが1教室当たり約350万、それが1教室増えるということで5教室になるわけですね。

口石が3、佐々小が2ということで、それを単純に計算すると金額はそんなに大した金額にならないと思います。時間外の加算額というのがありまして、1教室分400万としまして2,000万、その3年で6,000万という形になるかと思うんですが、委員会の資料を見ますと歳入まで含めてあるんですね。

債務負担行為だから支払うべき金額の債務負担行為をするべきと思うんですけど、歳入額をプラスしてあるわけですね。本当は引かないといけないのをプラスして1億1,945万となっていると思います。総務厚生委員会の資料を見ていただければと思うんですけども、なぜこんなことになるのかなど。

債務負担行為というのは、支出すべき31年度から33年度までに支出すべき金額を上げるということになりますから歳入は含まれないはずなんですけども、そこを回答をお願いしたいというのが第1点。

それから、その下の佐々町第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料。2か年でされるということで、当初予算で忘れていたので、今回、債務負担行為を上げられたということなんですけども、1か年でできるかもしれないとは思いますが、その辺で2か年でやるというようなお願いでございましたので、当初に何で組んでいなかったのかというところをお尋ね

したいと思います。

それから、12ページの19款諸収入、4項雑入の観光協会補助金返還金。ことしの予算でいけば補助金額が200万ちょっと超えている金額ですね。204万6,000円やったですかね。当初予算を見ないといけないんですけども。その金額に対して123万9,000円返還があるということは、バスのチケット代の相当な売り上げがあったのかなんか、内容を説明していただきたいと思います。

それから、16ページ2款総務費、1項総務管理費の8目電子計算費ですけども、13節委託料、コンビニ収納が、ほかの会計の分、多分、水道課、それから公共下水道のほうのシステムの分かなと。その辺のお尋ねをしたい。どこの分のを含まれていたの減額して、それぞれ特会と水道事業会計に振り分けられたのかなということの説明をお願いします。

それから、28ページですね。8款土木費、5項都市計画費の中の2目公園管理費の工事請負費で、でんでんパーク植栽工事ということで上がっておりますけども、先に一般質問でありました佐々川の河川敷の桜が十何本倒壊してそのまま伐採したままということで、ここで植栽されるんだったら佐々川の桜のほうはそのままにされるのはなぜかということをお聞きしたいと思います。

それから、37ページ、一般職の総括表の中で職員数が2名増員してありますけども、配置、部署がどこになったのかなと。住民福祉課と保険環境課の予算に上がっているようですけども、どの部署なのかということをお尋ねしたい。

それから、その下の職員手当の内訳の中で管理職手当が86万4,000円増額されております。なぜこんな金額が上がってきたのか。管理職をたくさん増やされたのかどうか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。4ページの債務負担行為に係る御質問ですけれども、まず1点目のいわゆる学童保育に係る部分でございます。

御質問は歳入まで含めているというふうなことですけれども、予算の仕組みといたしまして、歳入予算となる保育料、保護者の負担金ですけども、保護者の負担金は町が徴収させていただきます。

一般会計の中でその財源が歳入財源として入ってきますけれども、歳出側では、その保護者の負担金も含めて、国・県・町の負担も含めて委託料として出すというふうな形になりますので、このような形で債務負担行為を計上させていただいているところでございます。

それから、子育て支援計画ですけれども、当初予算のときになぜ計上できなかったのかということですが、その時点では、30年度と31年度で計画を立てるか、もしくは31年度の単年度で立てるかというところでの結論が明確に出ていなかったのかなというふうに思います。

私が異動で来まして、その後、国のほうから特別交付税で措置がされるという通知もあったものですから、そういうことであれば2か年という形で事業を進めていこうというような判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。16ページ、8目の電子計算費の13節委託料の内訳ということでございます。

先ほど申しましたようにコンビニ収納に係る費用を各会計の負担分ということで減額し、プラス要因としましては国民年金制度の改正対応ということでプラス分が発生しております。

各会計で言いますと、国民健康保険特別会計分として約68万円、後期高齢者として50万7,000円、介護保険として同じく50万7,000円、公共下水道事業特別会計として27万円、水道会計事業として54万円。以上の減額の内訳という形になります。

続きまして、37ページ、こちらの中で職員数が2名増という形になっているので、どことどの部署ということであれですが、新規採用が4名、実施されております。住民福祉課、総務課、企画、産業経済課に各1名の増と。

総務課長のほうが退職しまして、現在、副町長となっていちゃいますので、それで1名減。それと年度途中で保健師が退職しましたので、それで1名減ということで、こちらのほうでは実際のところは2名増という形で書かせていただいております。

あと、管理職手当の分でございますが、こちらにつきまして86万4,000円増額しておりますが、1名が参事に昇格したということで、その分、それと下水道会計が43万6,000円、下水道会計で支出していた参事職の管理職手当を一般会計のほうで出すという形で、担当職員がかわったということで、建設課の職員でございますが、担当部門が変わったということで、下水道で負担する部分が一般会計の負担という形になったということで、いわゆる2名分ということで考えていただければと思います。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

それでは、28ページのでんでんパークの植栽関係ですけれども、名称的にでんでんパーク植栽とはしておりますけれども、既存の樹木の状態がよくないということで既存の樹木に対しての対策を講じるということでの予算を計上させていただいております。

この分につきまして、確かに一般質問のほうで桜の伐採の台風等の被害による倒木での伐採部分というのの補植の御指摘等もいただいておりますけれども、この分につきましては全体的な管理計画の中で考えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどのでんでんパークの植栽部分でございますけれども、これも、工事自体というか、その対策自体を冬場にしなければいけないということでございますので、今回、補正で上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました歳入のほうの19款の諸収入のほうですけれども、こちらにございます観光協会の補助金の返還金ですが、こちらは観光協会分と観光情報センターの分とがございまして、そちらの両方との合計分での受け入れを行っている分ですが、昨年29年に実施しておりま

す事業の余りであったりとか、あと執行残の分が主なものになってきますが、あともう一つ主なものとしまして、観光協会ですべて持っているホームページの更新に係る分の事業になりますけれども、この分が昨年ではできなかったという形の中で、大きなものではその分の減という形になっております。

あと、観光情報センターのほうですけども、同じく執行残の分が主にはなっていますが、観光情報センターにつきましては、歳入の方に、観光協会の分の歳入のほうですけども、御存じのとおり、売り上げの分の3%の手数料というのが入っております、その分と補助金との兼ね合いの分で、売り上げが多くあれば補助金の分が返ってくるというような仕組みになっておりますけれども、昨年につきましては一昨年よりも少し落ちていたというような状況ですけども、今回、合計しまして全体の分での返還がそのような形になっているということです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（浜野 亘 君）

4ページの分の学童保育の分です、会議録を読んでもなかなかわかりづらい。今の説明を聞いても、何でかなというふうに思っております。要するに、事業費があつて、それを今後5教室分をしますよということでの、通常、考えていたら、債務じゃないですか。それに歳入を加える意味合いがわからない。総事業費の中から総事業費を捉えていらっしゃるので、どうも勘違いされているんじゃないかというふうに思うんですね。

補助の要綱を持ってきておりますので、どちらかを選択するようになっているんですね。先ほど言った350万の1教室分掛ける5教室と、もう一つは支出する金額、電気代とかですね、そういう経費を含めて、そして保護者負担分を含めたのが総事業費ですよ。

その中で先ほどの国の基準額よりも高いか安いかなんですけども、安い場合は総事業費の中で選択しなければいけないというふうになっているわけですね。総事業費、電気代とか含めて。それを、今度、保護者の負担分を引いた金額に対して3分の1が、国と県と町が3分の1ずつ負担するというふうに制度がなっていますよね。

それとごっちゃにされているんじゃないかということ、どうも歳入まで含まれて事業費を組んでいるので大きくなり過ぎてしまっているんじゃないかと。歳入は引かないといけないじゃないですか、保護者の負担額は。そういうことじゃないですか。

国の基準額もしくは総事業費から保護者負担分を引いた額、どちらか安いほうの選択をして、3分の1ずつの補助金と。町が3分の1負担というふうにならばいいかと思っておりますけれども、どうも今の説明でも納得いきませんので、もう一回、質問させていただきます。

それから、建設課のでんでんパークの植栽工事について私は尋ねていなかったんですけども、回答されました。では、水はけが悪かったということは、最初に施工した業者の責任というのはないのかということ、疑問に思いますので、質問させていただきたいと思っております。

以上、2点、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません。先ほどの職員数の件で訂正させていただきます。

先ほど退職1名で減ということで御説明しましたが、申し訳ありません。一般会計から水

道課の職員を1名増やしているのので、上水の会計のほうに1名増という形で、そこで一般会計のほうに1名減ということで、トータル2名の増という形でお願いいたします。申し訳ありません。勘違いしておりました。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。今の2番議員さんの御質問ですけれども、総事業費の捉え方なんだというふうに思います。この学童保育につきましては、全国の自治体で実施しておりますけれども、それぞれ運用がまちまちだなという印象を私自身持っております。国・県・町の補助金をそのまま補助金として学童保育を実施されるるところに出しているところもあれば、国・県・町の補助金を委託事業として出しているところもございます。

また、うちのケースは、町が保育料を財源として収入をして国・県・町の負担金を足して、いわゆる総事業費という捉え方で行ったときにそういった形で委託を出すという形をこれまでもとってきております。

今、2番議員さんが言われた部分は、委員会の中で私どもの手違いがございまして、御説明した部分が、過去3年間、30年度まで含めたときに、その財源の捉え方という部分で、国の制度としては、国・県・町、いわゆる自治体の市町村の負担の部分が事業費ということになります。

そこを1と捉えたときに保護者負担が1ということで、今は1以下というふうな形になるんですけども、その1対1という負担の考え方というのがございまして、そういう説明をしていく中で、28年度と29年度に関しましては、先ほどから保護者の負担金の分の控除の話が出ておりますけれども、決算のときに詳しく御説明をさせていただくことになろうかと思っておりますけれども、補助金が国・県からまいって、町の予算措置としては保護者の負担金も一般会計の歳入に上がってきてという中で、国・県の補助金を申請するときに控除するかしないかというところの手違いが発生していたものですから、30年度については精算をしていくことになるかと思うんですけども、28年、29年度につきましては、他の厚生労働省の関係の事業と同じように年度を過ぎてからの精算に伴う返還金というのが発生するような事態になっております。

再度、御説明させていただくと、今回の債務負担行為を上げておりますのは、保育料を町が財源として歳入するのか、それとも運営主体である委託を受けた業者が財源としてとるのかというところになってこようかと思っておりますけれども、佐々町の運営方法としては、町の一般会計で受けておりますので、その分が歳入の財源として、そこと合わせて国・県・町の負担を足して、今回は、おおよそですけども、単年度当たり約4,000万近くの財源ということになっているわけでございます。

結果として、ざっくりですけども、保護者の負担金が約1,000万ほどあります。これは29年度決算の数値を見てもおおむねその程度というのは御確認いただけるかと思っておりますけれども、約3,000万程度が国・県・町の負担分というふうなことになってまいります。

したがって、先ほどの財源の負担の厚労省が示した考え方1対1というのがございますけれども、そこは、国・県・町が1、保護者が0.5という形で負担を少し、0.5以下ですけども、軽くしているというのが佐々町の実情だというふうに御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

植栽につきましては、現状として上部の土が固まってしまったという状況になってしまって水はけが悪くなってきているということでございますので、その分の対策工事をしたいということでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

2番。

2番（浜野 亘 君）

まだわかりません。えとですよ、町の保護者の負担額をですよ、今5,000円でしている。全国的に見て7,000円から1万円が多いんですけれども、5,000円にして、例えばとらないと仮定したときには国の基準額ですよ。国の基準額、例えば400万とします。400万プラス電気代、施設の維持費を5教室分ということで2,000万ですたいね、約ね。それらを3年間やけん、6,000万しかならんとですけども、それをなぜ保護者の負担額を入れないといけないのかというのがわかりません。

支出すべき金額が債務負担だから、歳入のほうは引いてから契約せんばじやなかとですか、相手方と。今、住民福祉課長がおっしゃるのは、支出すべき金額から保護者の負担の額を引いてから債務負担にならばいかん。

総事業費から保護者負担を引いた額掛ける3年分ということにならばおかしいじゃないですか。それがなぜプラスになるんですか。保護者負担額1,000万から1,200万ぐらいの計算でされておりますけれども、それはなぜ債務負担に上がるんですかねということ。単純なことですよ。歳入の部分なぜ歳出に加えられるのかなというのがわからないと言っているんですよ。

幾ら言っても、委員会でも指摘されているけども、今のような答弁を聞いてもわからないということの会議録ですよ。だから、私はまた質問させていただいているんですけども、考え方としておかしいじゃないですかということですよ。支出すべき金額を未来にわたって3年間分を、債務を負う町が債務を負うというのが債務負担行為の成り立ちですよ。ほかの課長さんはわかられないですか。

それから、ほかの全国は、民間事業者、民間の方が施設を建てて学童保育をされているので、収入までぶっ込んでしてくださいというお願いがされているわけですよ。それを収入まで含めて債務と言いますかね。普通、言わないでしょう。

支出すべき金額が今後幾らになるかという計算だけであって、住民福祉課長が言われることの金額でいけば、総事業費から保護者負担額を引いた額が債務負担じゃないですか。国の基準額で計算して何ら問題ないと思いますけども。それで今までが、過去、足りないということだったら、町のほうで幾ら足りないかという計算をされて債務負担行為を起こさないといけないと思いますけど。決算でと言われるんですけど、どうも納得いきません。

建設課の分は、事業者の責任はなかったんでしょうかというお尋ねだけでした。でんでんパークの植栽の分で、2本、枯れている分ですね。その分の事業者の責任はないということであれば、そのように回答していただければよかったです。よろしくお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。3問目です。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。私の説明がなかなかうまくできていないのかもしれませんが、例えば財源内訳をお考えいただければと思うんですけども、今回わかりやすく整理したときに単年度4,000万という予算の組み立てを債務負担行為の計上に合わせてさせていただいております。

国が1,000万、県が1,000万、町が1,000万、その他いわゆる保護者の負担が1,000万ということでしたときに、いわゆる予算書で見たときに、財源の内訳、特定財源としては国・県のところに2,000万入ってきます。その他のところが保護者の負担金で1,000万入ってまいります。一般財源として町が負担すべき金額が1,000万入ってきます。

今回の債務負担行為は委託料でございますので、単年度の保護者の負担金まで入れた4,000万の部分が委託料になろうかと思っておりますので、そのように御説明させていただいたところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4問目ですけど、最後に。
2番。

2 番（浜野 亘 君）

議長が発言の許可をいただければ。

この資料では今言われたようなことで書いてあるんですね。債務負担行為額が3,939万4,000円で、国・県・町負担金が2,797万2,000円、保護者負担が1,242万2,000円。この収入をね、何で債務負担行為の中に入れるのかと言っているんです。それだけですよ。

おかしいじゃないですか。収入額は引いて債務負担を起こさんばいけんじゃないですか。それだけです。ほかの職員の方で説明できる方がいらっしゃったら、よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時、休憩します。

（11時45分 休憩）

（11時47分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
5番。

5 番（阿部 豊 君）

何点か。まず8ページ。

30年災の農地災害の受益者負担金の予算計上をしてあるのですけれども、私の記憶が正しいのかちょっと、あれなのですが、年度内に終了して確定したところで受益者負担計上をしょらんやったかなというようなイメージがあったので、この分は、年度内に終了するという事で受益者負担金も予算計上しましたよということなのかの確認。

それと、12ページと12ページと、歳入は12ページ、歳出は33ページですね。

歳入で、町債の30年災農地等災害復旧事業で、事業債が830万円充当率100%ということで上げられているのですが、33ページの地方債の合計、農地等だけで70万、施設災害で600万ということで、670万円の計上ということで、160万円ほどどこにいったのかなというところが見え

ません。それが2点目ですね。

25ページ。農地の修繕料で、課長説明では大新田排水機場のエンジンオイル交換と言われたのですよね。交換含めて出すから修繕料という考えなのか、エンジンオイルだけならというふうなイメージが、ちょっと私自身感じられたもので、費目的に修繕料で計上される理由を教えてください。

あと、8款、建設課の補正の工事請負費関係の補正で、御説明があったのが、町道神田線については6月調査で云々ということで、補正する原因をちゃんと御説明いただいたんですけど、もう一点目のやつは、路線名とかのだけで、なぜ補正をして急ぐというところの原因の説明がなかったので、詳細の説明をいただければと。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御指摘いただきました、まず歳入のほうの起債の分になりますけども、13ページのところ上段のほうにございます、830万のほうで歳入予定をしておりますけども、歳出のほうで33ページにございます災害復旧費の財源内訳のほうになりますけども、そこの地方債のほう、こちらが合計で670万というかたちになっております。差額の160万がございますが、こちらにつきましては、こちらの充当漏れという形での計上ミスになっております。

本来でいけば、3目の農業施設災害復旧費、こちらのほう、現在600万円になっているところが、760万円になるところで、対します、その一般財源の分がその分が減額という形になるところを、漏れた形での計上しているところですので、できれば次回の折にですね、財源組みかえをさせていただければというふうに考えているところです。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時52分 休憩）

（11時54分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、産業経済課の5番議員の質問に対して、明確な答弁がございませんでしたので、1時まで、暫時休憩といたします。

（11時55分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの5番議員の質問に関しまして、町長のほうから、町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません、議案第64号の佐々町一般会計補正予算（第2号）の件でございますけど、先ほど5番議員の御指摘がありましたとおり、間違っています。補助金と地方債を間違えて記載しておりますので、それから一般財源と間違えて記載していますので、修正をさせていただければと思っておりますので、7ページとそれから33ページを修正をさせていただければ、差しかえをさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

大変、何回もこういう齟齬が起りまして、議員の皆様方に、大変御迷惑をおかけしておることを、大変申し訳なく思っております。今後は、もう一度ですね、職員に言い聞かせながら、事務処理をやっていききたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩といたします。

（13時01分 休憩）

（13時06分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません、修正につきまして、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

33ページを修正していると思っております。この中で、国県支出金というのが、まず、地方債というのが、一番まず歳入に出てくるわけでございまして、これは9ページの101万1,000円、これは農地災害復旧費の部分で101万1,000円がここに出てきます。

それから、ページ9ページで、国県支出金があるわけでございまして、これにつきましては、災害復旧費県補助金というのがあるわけでございまして、その中に、5,269万2,000円というのが出てきます。これは、歳出の2目、3目の農地災害と、それから農業用施設の国県支出金をプラスしてもらえれば、5,269万2,000円というのが出てくるわけでございまして。

それから、その他の財源は、負担金の101万1,000円、これは、地方債が12ページに起債が出てきます。この中に、一番最後のページでございまして、農地災害等復旧事業債というのが830万円出てくるわけでございまして。この中で、2目と3目を合わせれば、830万円出てきます。それが先ほど申しました8ページがその他の財源ということで負担金ですね、これが101万1,000円で、そういうことで修正をしていただければと思っております。

これは、なぜこういうことになったかといいますと、当初予算でこの補正予算の真っ先に上げていた事業費というのが変更になりまして、歳入と、それから事業費は修正を行っているんですけど、中の財源内訳っていうのを修正してなくてですね、こういうことになって、中に、前のままの財源内訳を出しているということでございまして、大変、皆様方に御迷惑をおかけしたということで思っております。こういうことがもうないようにですね、我々も何回もいつも注意しているんですけど、なかなか直らないのは私の悪いせいかわかりませんが、そういうことで大変申し訳なく思っております。時間をとらせて申し訳ございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

27ページの道路新設改良費の工事請負費の部分ですけれども、小丸山線のブロック塀の撤去工事の部分、これにつきましてですが、これは本年6月の大阪北部地震の関係でブロック塀の確認をしましたところ、道路敷にブロック塀が設置してありまして、この部分が基準を満たしていないということでございます。この部分で、ブロック塀の撤去をするものでございます。説明が少なくして申し訳ございませんでした。

議長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

先に御質問いただきました、あと残りの部分になりますけれども、まず、分担金につきまして、歳入8ページのほうで上げております農林水産業費分担金ですけれども、こちらはですね、災害の補助事業を想定しました中に、農地につきましては、地元の負担金が必要だという形になっておりまして、その分の事業費の部分で想定しまして、分担金のほうも想定できるところで計上のほうさせていただいております。一応、調定を上げる必要もございますので、その分での計上をさせていただいたということになります。

それとあと、歳出のほうですけれども、25ページのほうにございました農林水産業費の8目の農地費、需用費にございます修繕料で御説明いたしましたけれども、こちら、大新田の排水機場なんですけれども、こちらの定期点検の折にですね、エンジンオイル内に重油のほうが入っていたということがございまして、その分を、また点検とあわせて修繕といいますか、オイル交換のほうもしていただきました。その分の費用が50万ほどかかるという形だったものですから、今回、修繕料という形のほうでの計上をさせていただいているところです。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

5番。

5番（阿部 豊 君）

農地の受益者事業負担金については、内容はわかっているんです。私が申し上げたいのは、結局、7月豪雨ということで、査定とかそういった日程的なことを言えば、施工繰越承認申請を出されて施工されるんじゃないかなと。どういうことかと申しますと、補助金は後でいいから、一般財源で立て替えてさせていただきますという申請を行ってするわけですから、実行予算を確保しておけばいいのではないかと、確定したところで受益者負担金を上げたほうが正確な金額の計上になるのではないかとということで、タイミング的に無理して上げる必要なかったんじゃないかなと。年度内にも確定するから、頭出しをするということなら意味はわかるんですけど、仮に年度内で終わらないというような状況も鑑みれば、終わられるものであればいいんですけど、そういったことも鑑みて、タイミング的にいかがなものかなと思って質問をしとる次第です。質問の意味を理解していただいて、再度答弁いただければと。

建設課の工事請負の件はわかりました。原因はブロック塀の関係で、緊急を要するというところで補正計上という理由ということで理解をしました。

あと、修繕料ですね。定期点検の件で行っていただきという、もう終わっていますよというような趣旨の答弁に聞こえたもので、そこのところは再確認したいことと、それと、していただいてエンジンオイルが不足してというような内容かなというふうに私自身聞き取れたんですけど、であれば、燃料費か何かの計上でいいんじゃないかなというふうに感じましたんで、

そこは再度確認をさせてください。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました、歳入分担金につきましては、おっしゃるとおり、頭出しというように形で一応想定できる範囲内の分です、今回計上させていただいたところにさせていただいております。

それと、あと、歳出のほうの大新田の排水機場の分ですけれども、定期点検の際にですね、そういう形で重油が混入していたというのがわかったものですから、その際の修繕という形をしていただいたんですけれども、もともとこの分の予算というのを組んでいなかったものですから、この額は、結構予算額が高かったものですから、補正において計上しておかないと、ほかの経常経費の分が不足するんじゃないかということも考えまして、係るところの費用のほうです、今回計上させていただいたという形で、前回、委員会のほうにもちょっと御説明をさせていただいたんですけれども、前回であれば、6月の補正時において上げるつもりだったんですけれども、そのときに計上漏れておまして、今回、9月のところで計上させていただいたという経緯のほうがございます。申し訳ございませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

受益者負担金については、再度の質問ということではなくですね、意見として言わせていただきます。施工繰越承認申請で申請されているのであれば、あえて受益者負担金計上は確定した段階で私はよろしいんじゃないかというふうな考えを持っておりますので、その点については、執行部のほうで内部協議をしていただければというふうに考えます。

あと、修繕料の件なんですけど、ポイントとして確認させていただきたいのは、通常メンテナンスにそういった応急時のそういった対応というのは、その手間含めて含まれているのかいらないのか。含まれているとするのであれば、不足する材料購入費の配布ということで、エンジンオイルについては当然町が購入し、メンテナンス業者のほうに出さなければいけないというふうに考えますが、そういった応急作業手間については、別途になりますよということであれば、修繕料の計上になるというふうに考えますが、そこんところの確認をさせていただいて終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

今回のオイル交換につきましては、通常、ここは平成五、六年だったかと思えますけれど、整備されて、大きな点検はやっておりません。通常の業務につきましては委託しております、その中でエンジン内で燃料がオイルに漏れ込んでいるという現象が、通常委託分の中で発見されました。その中でオイルに燃料が漏れていますので、オイルの交換が必要だということになりました。

それと、ずっと点検をしておりませんので、オイルの交換と、それとエンジンの状況を見てもらうということで、今回、メーカーにオイル交換を依頼しております。その結果、このエンジンオイルの量が多く、それと中のオイル交換をする場合は中の清掃作業等も、こういった大きなエンジンは行いますので、そこで、商品と役務を伴いますので、修繕料で行いましたということでございます。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございせんか。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

4点ほど確認をさせていただきたいと思ひます。

まず4ページ、いわゆる学童保育の委託料が今年度負担で、債務負担行為で上げられていますけれども、学童の施設について確認をさせていただきたいと思ひますが、学童の施設については、エアコンの設置というのは、いわゆる教室を使ってやっている部分については、特別室なのかなというふうに思ひるのでついでにみるかもしれないが、もともとの口石小学校の学童のほうにはエアコンは入っているのかということの一つ確認しておきたいというふうに思ひます。もし、入っていないのであれば、何らかの手立てが必要ではないかというふうに思ひます。

それから、21ページの旅費ですですね。社会福祉総務費の9節の旅費、上海視察の旅費ということでありました。この目的についてですね、再度確認をさせていただきたい。委員会でお伺ひしたときには、これはいわゆる中国側のほうから招請というか、来てくれという要望があつての話というふうに聞いておりますが、その話です、いくのであれば、本来なら費用負担というのは町がすべきものではないのではないかということと、それから、その上で負担していこうというのであれば、何らかの視察目的をですね、明確にしておく必要があるのではないかというのが2点目です。

3点目、25ページの農林水産業費の11款の11節需用費、修繕料ということで、ビニールハウスとエアコンと水道の移設などということで、修繕費が計上されておりますが、私もこの施設については、たまたま行くことがありまして、ビニールハウスの被害などもちょっと見せていただいたことがあるんですが、費用的にはこれぐらいで足りるのかと、確かビニールハウスが2棟、かなり倒壊というかしておったように思ひんですけども、費用的には現状修復はこれで行けるということで考えておられるのかということを確認したいと思ひます。

4点目は、30ページ、佐々小学校、口石小学校、それから佐々中学校に空調設備の実施設設計の委託料が計上されておりますけれども、この件についてですね、一般質問でもややはっきりしなかつたところがちょっとありまして、いわゆる国の補助金が採択されればやるというようなニュアンスで、ちょっとお聞きしたように思ひんですけども、仮に採択されなかつた場合はどうするのかと。来年の夏に間に合わせたいという意向はわかりましたけれども、採択されなくてもやるというふうにしておかないと、やはり費用的な差は若干出てきますけれども、いずれにしても採択されなくても、75%の起債と30%の交付金の補填があるわけですから、対応は十分可能だというふうに思ひますね。その点では、やはり町長の政治姿勢として、ここははっきりさせておく必要があるんじゃないかと思ひましたので、以上4点、お伺ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

そしたら、私のほうから一番最後の部分で、交付金採択されなくてもエアコンの設置工事はするのかという御質問がありました。これは、先週やったですかね、永田議員の一般質問の中でお話しがあったと、私思っています。

これはまだ私たちもちょっとよく情報はつかめていないんですけど、国の補正予算で災害復旧の予算と、それから空調関係ですか、空調施設の設備関係の予算については、今、検討されているということとお話をお聞きしております。やはり最大限、我々としましては、引き続き国の動向といたしますか、その補助金を利用するのがまず建前でございますので、まずそれを注視しなければならないと思っています。

それから、やはり児童生徒の安全というのも、もちろん永田議員がおっしゃるようになりますね、我々も大変重く受けとめておりますので、そういう方向性でどうなるのかというのがはっきりまだわからないわけでございますけど、町としては、国の補正予算がつくものという考えの中で、今は進んでいるということで御理解をいただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

先ほどの1点目の質問ですけれども、既存の学童保育の施設、学校の校舎ではないところには、まずエアコンはついております。それから、今現在利用しております学校の図工室とかそういう部屋を使っておりますけれども、そこにもエアコンはついております。ただ、先ほど御説明をさせていただいた口石小学校が、もう1つ部屋を用意することになりますけれども、現時点では、まだエアコンはそこは整備されておられませんので、今、町長も答弁されたような形で、あわせてどういった補助金を活用するかは、まだ現時点では決定しておりませんが、学童保育の補助金もありますので、そういったところも含めて、これからの検討になるかどうかというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一朗 君）

先ほどの補正予算要求書の誤りについて、大変申し訳ございませんでした。今後ともこういったことがないように、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、大変申し訳ございません。

先ほど、永田議員から御質問いただきました住民福祉課とこの旅費の件につきまして、私が総務厚生委員会でも説明したところでございますので、御回答させていただきたいと思っております。

まず、目的につきましては、交流の可能性を調査するためということでございます。先方からの申し出に基づくということで、その費用負担については先方のほうがすべきではないのかということだと思っております。先方からはですね、実は、現地滞在費のほうについては負担したいという話を内々にいただいております。ただ、佐々町としては、上海市の介護予防の取組等の視察、意見交換を行い、今後の交流の可能性を検討するというところで意義があると考えていることから、交通費、宿泊費等を含めた予算要求をさせていただいているということで、今回計上させていただいております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました25ページの農林業水産費の11目の農業体験施設費の管理費ですけども、この中の需用費のところ、修繕料で135万上げておりますけども、こちらの中で、前回の台風におきましてハウスの倒壊分ということでの修繕を考えておりますけども、一応、ハウスのほうが2棟倒壊したという形で、ビニールのハウスのビニールの破けのほうもございまして、そこも全部含めまして業者のほうから見積もりというのをとらせていただきまして、それを積み上げた分での対応という形を考えましたので、一応、この費用の分でできるというふうに見込んでいますところでは。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
3番。

3番（永田 勝美 君）

1点目の学童のエアコンについてはですね、御承知のように学童保育はですね、小学生の低学年の児童が中心ですから、当然ですね、エアコン必要になるものだというふうに思いますので、これについては、是非ですね、検討と計上をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、2点目の旅費についてはですね、なかなかちょっと理解しにくいですね。交流可能性というふうにおっしゃったんですけども、その中身ですよ。交流するというこの中身がはっきりしないと、なかなか何しに行ったのかというふうにして、いわゆるおこなっている中国の介護事情を見て、そしてそのことについて他山の石とするというふうなことはなかなか理解できないし、交流するというのであれば、これを機会としてその町と佐々町が交流することで将来の益を生むと、そういう目的なのですよというふうに言うのかですね、あるいは、単なるお付き合いですよというものであれば、付き合いの意義も含めてね、やっぱりきちんと言明しないといかんのではないかと。やはり、海外の出張ですから、やはり町民の方々も関心高いと思うのでね、そういう点では、やっぱりしっかり説明ができるようにしておく必要があるのではないかと思います。

それから、これは一応意見としてお聞きいただければと思います。ビニールハウスの件はわかりました。それからエアコンですけども、見通しはですね、わかりますけれども、仮にということもありますから、そういう点ではですね、やはり学童の安全はやはりまず第一に考えていただくと、そもそも今回、設置に踏み切られた趣旨というのはそこにあっただろうというふうに思いますし、そういう点でもね、早くやっておけばという問題もあったわけですから、ここまで1年半ほどかかって議論してきた経緯もあるわけで、そういう点ではですね、是非後戻りがないような取組を期待したいというふうに思います。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
答弁はいいですか。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません、エアコンの設置につきましては、永田議員もおっしゃるように、我々も子供さんたちの安全といたしますか、確保というのは、やはり十分なことをやらなきゃいけないということで、やはり考えておりますので、町としまして、今後、その補助金っていいですか、交付金があってどうするのかっていうのがあります。ただ、我々として、やはり安全性を考えてどうするかっていうのは、早急に考えたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それからもう1つ、今、上海視察の旅費についてということでお話がありました。やはり、これ私もいろいろ悩み、考えました。やはり、佐々町においても、皆さんも御存じのとおり、今後5年以内に、やはり団塊の世代っていうのが後期高齢者になると、私もそうですけど、そういう急速な超高齢化社会に移るわけでごさいます、そのような中で、中国でもですね、今一人っ子政策というのをやっておられまして、その中で、やはり若年層が少ないということで、たくさんその後期高齢者が出られるということだと思っております。やはり、このような社会というのは、やはり介護予防などを行政がどのようにしていくのかっていうのは、やはり取り組むべきものかっていうのは、やはり我々、課題先っていいですか、そういうところを視察するのも、やはり意義が大きいのではないかと私は考えまして、そこで、それからもう一つは、県のそういう紹介もあったということで、町として考えたわけでごさいます。

また、今、中国からのクルーズ船も入ってきております。やはりそういう観光客の方も平戸方面への訪れる際っていいですか、そういう佐々町のスーパーも利用されている方もいらっしゃるということでお聞きしておりますし、そういういろんな面です、波及効果っていうのが出るのではないかと、私は思っておりまして、そういう中で中国と交流して調査するっていうのは意義があるのではないかと思つたものですから、私が、旅費を上程させたということでごさいます、いずれにしても、やはり今回、どうなるのかっていうのは、やはり今度、介護関係の担当も行かれますけど、3人ほど行かせてですね、よく向こうの調査先をつぶさに調べて、またそれを議会に報告させてこういうことを今後やりたいという、これやったらだめですよとか、いろんなことで報告をさせてもらっていきたく。それで、私が考えているのは、担当とそれから課長、それから副町長を行っていただこうと思つて、その中でよく向こうと交流っていいですか、そういう調査をしていただければなと思つておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。ほかに。

7番。

7 番（平田 康範 君）

私、ふるさと納税の事業につきまして質問をさせていただきますが、実は、御存じのとおり、先月の11日に総務大臣のほうからふるさと納税の見直しということで、例えば、返礼品が寄附金の3割以内とか、あるいは地産品以外の商品を返礼品と充てていないか、そういったものについて指摘をされておるわけですが、それについて本町はどうなのかというのが1点と、それから、数字的な問題でお尋ねをいたしますけども、実は、9月4日、総務厚生委員会のほうで資料が提出されておりますけども、それを見ますと、寄附金が補正前1,000万で、今回補正を7,000万されて8,000万、これはわかります。これに基づいた歳出の件でごさいますけども、実は今回、3,500万ですか、報償費の補正をされまして、最終的に4,000万ということで、この4,000万につきましては、基本にごさいます寄附金の5割以内ということで計上されておりますけども、それと役務費ですね、役務費、これが今回115万7,000円ですか、補正をされまして、補正

前と合わせまして171万3,000円ということになります。あとですね、問題が、使用料及び賃借料、この総務厚生委員会の資料を見ますと、補正前の8万9,000円、これを差し引いた中で計上を、歳出基準になつとるわけですね。なぜこれが補正前の8万9,000円を差し引いてですね、最終的に277万3,000円という数字が出てきたのか。これをもとに計上された結果ですね、今回、総務厚生委員会で報告された分に合わせて50万、これが増えとるわけですね。ですから、この計算の基礎が違っておれば、50万でもなくして、30万程度、程度でね、増額をすればよかつたんじゃないかというような考えをしとるわけですが、そこら辺についてどうなのかですね、まず、商品関係、返礼品がどうなのかというのと、ただいま申し上げました数字的な違い、これについて答弁をお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時38分 休憩）

（13時38分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一朗 君）

まず、御質問をいただきましたふるさと納税について、返礼品が寄附額の3割以内、まず総務省のほうからそういった通達が出ているというところがございますけども、佐々町においては、この寄附額の3割以内ということで行っております。

もう1点御質問をいただきました地場産品以外のものを取り扱っているということが問題になっているということがございます。佐々町においては、この返礼品の取り扱いにつきましては、農産物等については、佐々町内か長崎県内で生産されているもの、販売されているものとしておりまして、また、加工品、製造品等については、佐々町の加工業者及び製造業者等が加工、製造、販売したもの、また佐々町内で生産された野菜や果実等を原料に、佐々町内外の業者が加工、製造したもので、佐々町をPRしていると認められるものということとしておりまして、この地場産品についての明確な定義はなされていないわけなんですけども、佐々町としては、こういったことで地場産品以外のものは扱っていないということで考えているところでございます。

最後の御質問については、すいません、ちょっと内容を確認して、また改めて御回答させていただきますと思います。すいません。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（13時40分 休憩）

（14時00分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行をお願いいたします。議案第64号 平成30年度佐々町一般会計に関しまして、資料、説明、

並びに後手、後手に回っておりますので、明確な答弁よろしくお願いたします。

先ほど間違いのときよかったかな、これは、説明は。

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

先ほどのふるさと納税に関する御質問についての回答でございます。

議員の皆様は今回、たびたび資料の間違いがございまして、深くお詫び申し上げます。特に、総務委員さんにつきましては、9月4日の総務厚生委員会で説明した後、実際に間違っていた資料をお配りして、その後、訂正があったこと、予算の増があったことについて御説明しなかったことについて、深くお詫び申し上げます。

いま議員の皆様にお配りしております9月4日の総務厚生委員会の資料の修正版という形でお配りさせていただいていると思います。

歳出予算の内容のところのふるさと納税事業費のところの、使用料及び賃借料のところにつきまして、もともとは28万6,200円ということで、補正増の額8万9,000円というところで、矢印の先のところが増額分を記載しないといけないところを、誤って8万9,000円を減額した額をここに記載していたというところでございます。申し訳ございません。実際には、この増額分で345万1,000円というのが正しい金額になります。

それで、先ほど平田議員のほうから御質問いただきましたこの使用料、賃借料の件について、増額した内容につきましては、結局、ポータルサイトにつきまして、その使用料についてプランの料金が今まで年額で4万5,000円だったのが、これが、年額50万円のプランに変更して、そのサイトのつくり込みも含めて、内容を充実させるものにするということで変更したものでございます。

これについては、今、休憩中にご説明させていただいたところではございますけれども、御報告が遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（平田 康範 君）

今、確認して理解いたしましたけれども、当初の資料におきますと、使用料及び賃借料が286万2,000円、それから、先ほど今言われました50万円、プラスして最終的に336万2,000円ということで、これは理解いたすわけですが、最初の委員会のときについては、この50万円というのは把握されていなかったのかを確認いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

申し訳ございません。9月4日の委員会のときには、それは入っていなかったものでございます。その後、予算の査定において、そのプランの変更の分で追加させていただいたものでございます。大変申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（平田 康範 君）

わかりました。

議長（淡田 邦夫 君）

はい、ほかにございませんですか。

1 番。

1 番（永安 文男 君）

15ページですけれども、15ページの交通安全対策費の関係、それから27ページの土木費の道路関係、道路維持費から道路新設改良費の関係、それから28ページの都市計画費の公園管理費の関係3点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず、交通安全対策費について、この日ごろから交通安全対策に鋭意、一所懸命対策を講じていただいておりますことに感謝を申し上げます。

実は、この交通安全対策費、直接この費目には上がってないと思うんですけども、実際にカーブミラーの設置の関係ですね、この分についてちょっと確認をしておきたいことがございますので、お願いをいたします。

まず、29年の12月1日からこの設置基準をつくられて、それに基づいて対応されているというふうに思うわけですけれども、この中で、聞くところによれば林道とか農道は対象外だと、農道、林道だからこのカーブミラー設置には該当しないというようなことをですね、言われておるとい話も聞いておりますので、この辺がその基準の関係でどういうふうなところまで解釈すればいいのか、まずもってお尋ねをいたしたいと思います。

それから、いろいろと対応については、最終的には危険度は、当然、カーブミラーに頼ることなくみずからそういうことで確認をしながら、減速したりして対応するというのが十分な行為なんですけども、どうしてもそういう場合のところ、町道、県道、それから国道関係の通り抜けとか、それに接合しておる農道、林道関係もございましてですね、その辺交通安全対策上は道路は一つだというふうに解釈するわけですけれども、その辺のことをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、2つ目に、27ページですね、27ページに町道維持補修作業嘱託員の報酬が減額の186万円と上って、それから需用費で100万円の修繕料、この辺、それから道路新設費の町道改良維持補修費との関係が上がって、それぞれ道路維持補修関係とか、道路関係の改修関係にこのところを使われていると思うんですけども。

まず、いろいろとその作業班等に対応なさっている部分で、仕事がなかなか町内会長からの要望あたりで追いつかないで遅れ、遅れになっているという現状を見ますときに、この減額というのがどういうふうな関係で減額になっているのか。もっとこれを充実させるという考え方があるのかなのか、その辺をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それから、先ほどさきの質問の中で神田線の横断側溝関係は緊急を要する問題ということ、ここに上げられた説明は聞いたんですけども、今後ですね、それぞれの町道関係で横断側溝でかなり今整備をされてきておりますけども、今度新たにですね、今、上がっている以上に新たに横断の側溝関係、横断をする部分というのが、ずっと調査をされた中であるのか、どうかということをお尋ねしておきたいと思います。

それから、3点目が、28ページですけれども、でんでんパークの植栽工事関係で、さきの2番議員からの質問があったので、ちょっとばかり恐縮なんですけれども、これが、あそこが5年ぐらいに「でんでんパーク」ができて、4年ぐらい前にやはり皆さん御承知のとおりですね、日影がないというようなことで、植栽を樹木を大きな樹木を植えてくれないかという、いろん

な要望があったりして、それに対応した中でですね、工事をされたと思いますけれども。

こういうときに私も地元で、あそこをしょっちゅう見るときに、4本ぐらい活着してなくてなかなか目が出ない部分があったんですけど、やはりそのときに質問をいたしまして、何で対応を急がないのかという質問もしたわけですけども、やはりもう少し様子を見させてくださいというようなことで、そこで4年ぐらいたつわけですけども。

今度こういうふうな対応をしていただくというのはありがたいんですけども、本当にこれですもん今1本、2本枯れている分があるんですけども、それが芽を吹くのかどうか。やはり何年か前も御承知のとおり枯れ木も緑のにぎわいとか、枯れ木のにぎわいということで、一応、そうふうな皮肉も入れながらちょっと話をしたこともあるんですけども、これで本当に大丈夫なのか、私が思うには、やはり移設、どっからか町にはそういうふうな関係の樹木があると思いますけども、それをかえると持ってくるのができないのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、予算書15ページの交通安全対策費に関連して、カーブミラーの農道、林道への設置についてということで御質問でございますが。

議員言われたとおり、佐々町道路反射鏡設置基準ということで、総務課のほうで作成させていただいております。その中で、対象道路とか設置基準とか定めて実施しているところでございますが、当然、農道、林道、国道、県道もありますし、道路管理者とそこは協議しながらですね、設置基準の基づいた中で判断し、実施していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

まず、1点目の道路維持補修班の嘱託員に関しての減額でございますけども、当初予算では12名分の予算ということで計上させていただいておりましたが、3月末で1名の方が継続をしないということで退職をされております。

その後どうするかという検討はしたんですけども、現状の11名で作業を行いまして、軽作業につきましては、シルバーとの委託を視野に入れながらですね、そちらのほうに業務を移行するという形もとりながら進めて、人員体制に支障があるようであれば補充をということで考えていたんですけども、現状として、その状態で通常の作業どおりにはできていくのではないかとということで考えまして、その分、減額ということにさせていただきます。

作業はかなりありまして、作業の遅れ、要望等に対応できない部分というのはあろうかと思いますが、その分につきましては、順次調整をしながらですね、対応していきたいというふうに思っております。

次に、神田線の関係で聞かれまして、ほかの対応するべきところがということでございますけども、その分につきましては、年に1回水路等の点検も行っておりますけども、道路の点検等も行っております、特に、ことし30年度で道路の全体的な点検等を行うようにしております。そこで、必要な箇所につきましては、計画を立てまして順次対応していきたいというふう

に思っております。

それから3点目の「でんでんパーク」の植栽の関係でございますが、以前、御指摘をたしか受けておるようでございます。その後、肥料等によりまして対策ができないかということで、そういった形の対策を講じているところでございますけれども、なかなかそれではうまくできていかなかったということがございまして、今回、工事を発注するという事になっております。この間、様子を見ていたという状況ではございますが、取りかかりが遅くなったということについてはお詫び申し上げたいというふうに思っております。

それから、ほかのところから持ってくるものをということのお話もありましたが、そこにつきましては、実際、工事を着工するに当たりまして、再度、樹木等を確認しまして、必要なものがあれば、設計の中で取り入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

はい、ありがとうございました。

カーブミラーの設置の関係については、やはり解釈というか、認識の問題がですね、やはり町内会長さん当たりがそういうふうな話をしに来たときに、「いや、農道、林道だからだめですよ。」というような話をされたということを知るもんですからですね、ただ、この基準によってはですね、やはり国道、県道、町道の関係を記載してあって、ほかは私道というような感じで書いてあるんで、この私道というのは、ほか関連する道路、やはり道路というのはつながっていますのでですね、その辺のことでおっしゃるように、一番住民の生活関係のところ、一番交通量が煩雑で危険があるところとかいうのは、もう根底にあるわけですけどもですね、そういうのも踏まえて、いろんな地元からの協議とか要請が上がってくるものと思いますのでですね、その辺の認識、最後のほうに町長がですね、認めるものはそういうふうな対応をするというようなことが書いてございますので、その辺のことを踏まえてほしい、何とか交通安全に対する気持ちを共有してやっていけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、道路の関係ってということで点検を30年度にするということでございますので、いろいろまだまだ見て対応しなきゃいけないところっていうのはあると思いますのでですね、やはりどうしても作業班にお願いしているところで、十分対応できてなくて請負にということでシルバーが請負の対象になっていきますけども、シルバー自体ももうオーバーフローしているような現状もあるわけですね。

そうしたときにやはり業者は請負に出すというようなこと、設計等で遅れるからというようなことの事情を再三聞いてきたわけですけどもですね、やはりその辺で、やはりあの、作業班対応を昔はやったすぐやる課対応をですね、何とか、町内会からも上がった分についてはいろいろと協議検討した中で、そしてどういうふうなことで、どういうふうなどのくらいの時間かかるのか、そういう分まで含めてですね回答しながら、地元との調整を深めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、例の、でんでんパークの植栽についてはですね、本当に樹木医に見てもらった中で、それだけをやればできるというふうに解釈していいのかどうか。ことしが限度、ことしまでそれを対応することで時間切れですよってというような話がちょっと聞きますんでですね、そうするとことしだめだった場合は、もうどうしてもあそこには違うところから持ってくるなきゃいけないかというふうになるもんですから、やはりどうしても最初のことを思い出したらです

ね、どうしても日陰がないから立派な公園ができた中で、日陰がないから何とかしてくれっていう要望がたくさんあったわけですので、そういうことを踏まえてですね、対応をお願いしたいと思いますので、要望を含めて終わりたいと思います。お願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（須藤 敏規 君）

最後に、簡単なところからいきます。

5ページと13ページに起債の追加ということで、ため池整備がございまして、歳入があれば歳出があると思って見ておりましたが、歳出がないものですからちょっとお尋ねしたいんですが。

御存じのように、前に県の事業で下神田ですか、木場の帽子田、角山の稗田、3か所を県営事業でため池整備をするということを知ったようなんですけども、当初予算をちょっと持ち合わせてないんですけども、この起債の500万円ですかね、これの佐々町の負担割合と受益者負担とか、先ほど阿部議員がおっしゃった受益者負担金は出して、これがなぜ上がってこないのかとちょっと疑問を持ったものですから、ここでちょうど出ておりましたので、あわせてここでお尋ねをいたします。

それから15ページに、総務課のほうですかね、普通旅費が20万円組んであるんですが、これは先ほど町長のほうから答弁いただきました副町長の中国行きの旅費かどうかわかりませんが、そこら辺の説明を、何なのかお尋ねをいたします。

それから27ページに建設課の関係ですが、負補交で10万6,000円、小型クレーン云々の取得講習とかという説明を受けましたんですが、これが業務上のクレーンの免許が要るようになったのかどうか。それで、どういう状況で講習会費用を組まれたのか、それと上の10万円の旅費、この関係についてお尋ねをいたします。

それから33ページに農業用施設の地元負担金が施設ですからゼロとなっておりますんですが、施設については負担金は取らないということになっているのかどうかですね。御存じのように私、東部土地改良区の施設整備を早急にすべきじゃないかと質問したことがございますので、もし受益者負担金がなければ町のほうで整備をお願いしたいと思うものですから、負担金についてのお尋ねでございます。

最後に、半年がたっておりますけども、予備費の執行状況について資料の提出をお願いしたいと思うんですが、議長、よろしく申し上げます。今までの予備費の執行状況について、申請、許可日と一覧表をお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

8番議員にお尋ねします。

今すぐ、その予備費に関しては、後でいいですか。

8番。

8番（須藤 敏規 君）

一般会計の採決に入る前までをお願いします。

毎年これについては、それぞれの方が質問なさっていますから、当然、用意されていると思います。

議長（淡田 邦夫 君）

はい、わかりました。
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、総務課のほうで御質問いただきました15ページの9節旅費の20万円、普通旅費の分を増額させていただいております。内容につきましては、4月に国・県要望活動ということで、町長が西九州自動車道の4車線化のお礼ということで、要望活動となっておりますが、実際のところはお礼という形で東京のほうに出張した部分の旅費の部分を補正させて、当初予算で計上した費用で立てかえて支出しておりましたので、その分を今回補正で追加させていただいております。

よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

まず、27ページのまず旅費10万円に関してですけれども、今、総務課長のほうが申しました部分の関係で、職員が随行する旅費ということで計上させていただいております。

これについても、年度当初に概算で随行費を上げておりましたけれども、先ほど言いました4月6日の日に随行を1回しておりまして、今後、そういった中央要望活動への随行があります際に必要ということで、10万円概算で計上させていただいております。

それから、技能講習代10万6,000円につきましては、高所作業車の運転技能講習部分でございますけれども、作業所の高さが10メートル以上の高所作業車についての操作についての講習を受ける必要があるということになっておりますので、これで講習を受けたいと思っております。

それから、小型移動式クレーンにつきましては、吊り上げ荷重5トン未満の小型移動式クレーンの運転作業については、労働安全法に基づく運転技能講習を修了しなければならないというふうにありますので、この部分で講習を受けるようにしております。この小型移動式クレーン車につきましては、建設課作業班のほうのユニック車に掲載しておりますクレーンがこれに該当しておるようでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました、まず、歳入の起債のほうにございます農業債のほうで――

議長（淡田 邦夫 君）

課長、大きな声ですみません、よくわからん。
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

失礼しました。農業債のほう、農村地域防災減災事業ため池整備事業がございますが、こちらのほう500万円というふうにありますけれども、歳出のほうですと25ページのほうにございま

す農林水産業費の農地費の、この特定財源の内訳の中にですね、500万円という形が入っております。財源振替のほうに入っている分なんですけども、説明のほうでは不足しておりました。申し訳ございませんでした。

それと、あと、ため池の分の負担につきましては、ガイドラインによりまして負担割合というのが決まっております、町のほうにつきましては14%、地元につきましては2%という形での負担割合が出ておりますので、その分での負担割合が上がっている形になっているところ です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

旅費、小型クレーン、あとはいいですか。
事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

33ページの災害復旧事業費の中の3目の農業施設災害復旧費の15節の工事請負費の30年災農業用施設災害復旧工事の件を、受益者負担金をおっしゃってたのかなと思いますけれども、その件でよろしかったでしょうか。

現在、この分につきましては、ラバー堰と言いまして、ゴムの質で佐々川に現在5か所設置しております、その中の1か所分の災害復旧工事の費用をこの節で上げさせていただいております。まだ、査定前でございます、今、計上している予算について、全額査定がとおるかというようなことがなかなか、まだ、未定でわかりませんけれども。

先般、査定前の事前の協議ということで、国と協議をいたしましたところ、災害復旧事業という分につきましては、破れた箇所のみ施工というふうなことが強く農林水産省側から言われたというふうなことで、実際、査定を受けてみなければわかりませんので、どのようになるかというのがわかりませんが、災害から外れた部分につきましては、災害復旧事業というふうな部分となかなか言いづらいわけでございます、今回、このような施設の罹災が初めてでございます、あと4か所同じような施設もございまして、同じようなことが起こる可能性もございまして。

査定を受ける中で、どのような結果になるかによって、今後、町の対応を決定していかねばなりませんけれども、将来、大規模な負担も想定できるものですから、この部分につきましては、町、執行内部でも十分に検討いたしまして、また議会にも御説明をいたしまして、どのように対応するかというふうに考えていきたいと思っております。ただ、災害に一部でも該当いたしますと、その流れで進んでいきますので、その分、町の判断を急がなければならないというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

15ページの旅費につきましては了解をいたしました。それから、27ページの旅費についても了解をいたしました。それから、負補交の件なんですけども、高所作業者が受けるって、10メートル以上というのを作業班でする機会というのは、今後考えられて工事があるのかどうかですね。要するに講習を受けるだけで資格の受講証かなんかいただけるものか。

防災無線は一回、3日ほど行けば永久未代取れるもんですから、私も取ったんですけど、そ

ういもの資格証というのを与えられるものかどうかですね。業務に関係した税金の使い方かどうか、私確認しておるもんですからですね、資格が要るものか、その作業をするときですね、必ず根拠法令で。それだったら理解はするんですけど、今まではそしたら小型クレーンなどは操作なさってなかったのか、改めてそれを受けなくちゃいけないようになったのか、そこら辺の答弁をお願いいたします。

それから、農業用施設の件については、今後、この受益者負担金は協議のいろいろして出てくるということで理解しとけばよろしいんですかね。要するに農地については、負担金があるもんですからですね。ため池でしたら2%とおっしゃったのが、2%から3分の1までなれば高いもんですから、国営も5%でしたもんでしたから、5%程度でも取られるのかどうかですね。そこ辺の今後もこの受益者負担金が出てくるのかどうか、見通しを聞かせてください。

それから、ため池整備についてですね、500万円って借れるようになさっているんですけども、確定の額はもうきいているんですか。国の補助金、県の補助金、町の負担金ですか、そして受益者の2%、もう確定してここに計上なさっているんですか、頭出しなんですか、そこをお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

先ほど高所作業車クレーンの関係でございますけども、いずれのものにつきましても、技能講習を修了したものでなければ運転できないということになっておるようでございます。ただ、その法的な根拠等の部分については持ち合わせておりません。

それと、この終了したことでどういったものがくるのか、免許なのか、講習修了証なのかというのは、申し訳ありません、今手元に資料等がございませんので、その部分は申し訳なく思っております。ただ、言いましたように、技能講習を修了したものでなければ運転ができないと、いずれもなっておるようでございます。

それから、現状の作業につきましても、高所作業車のほうにつきましても、作業を行うことは現状としてはそういう作業はしておりません。ただ、災害等、特に風等の災害等が発生しまして、倒木等がありまして高所の作業を必要とするときに、車等につきましても、業者からのレンタルを受けまして、それで緊急対応で処理をしたいということで考えておりますので、その分の作業者の講習ということになります。

それから、小型移動式クレーンのほうにつきましても、現在、先ほど言いましたように、トラックのほうに掲載をしております。これについては、現在、作業班のほうで3名ほどこの資格を持っている方がおられますので、その方々の作業のみをしております。

職員が一人も持っておりませんので、この分を受けまして、いつでも対応ができるような体制をとりたいというふうに思っております。

それから、高所作業車のほうにつきましても、現在、職員で1人、その講習を受けて作業ができるものがありますが、1人では緊急時に対応ができない可能性もありますので、あと2名ほど受けまして、この講習を修了したいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

受益者負担金の件ですけれども、現在、要望しておりますのは、水を止めてラバー全体を補修するというふうなことでこの予算は計上されております。ところが、災害復旧は御存じのとおり原形復旧で、破れた箇所をそのまま復旧するということですので、最悪の事態延長を切られて、今、破れている箇所のみでの復旧という可能性がございます。その場合は受益者負担は出てきませんが、メーカー側に言わせると、経年劣化が進んでおまして、そこを補修してもその補修しなかった部分についても、今後はそういった破れるような可能性が高いということで、今やっているところでございます。

災害復旧で受益者負担なしでいくためには、破れたらまた災害に出して、その箇所を補修していくというふうなことでいくということであれば補修受益者負担、地元の負担は出ないんではないかというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ため池整備の事業になりますけれども、こちらにつきましては、負担のほうは先ほど言いましたとおり、地元負担が2%ということで決まっておりますので、そのパーセントについては変わりはないというふうに思っております。

それと、あと金額のほう、起債のほうを上げておりますども、こちらにつきましては、金額のほうは確定しておりませんが、今回、頭出しという形になるかと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、いいですか。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

一応、頭出しということですね、そのため池整備についてはですね、わかりました。

それから、ラバー堰につきましては、要するに考え方としては受益者負担を取りたくないという考えに聞こえるものですかですね、要するに施設には町がしなくちゃならんというのがあるのかなと思うものですか、町長の考えを伺いたいですけど、施設を全部町で見るとなればいろんな施設があるものですかですね、あれやこれや、受益者負担を取ってでもちゃんと整備していくのかですかね、災害にかかった分だけ部分的にしていけるのか。災害にかからなくてもしなくちゃいけない施設はたくさんあるものですか、そこ辺の考え方について、見通しをお聞かせ願いたいんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、町長。よろしいですか。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

いいです。もう一件、先ほどの小型クレーンとか高所の作業所というのは、職員が行かれるということですね。例えば、この行かれて資格証をもらえれば、もうそれでできるということですけども、1回で通るか、2回で通るかかわかりませんが、最高、何回まで受講させよう

とお考えなのか。聞けばほかのところも1回じゃ通らなかったから、会社持ちで免許を取らせにやっているという話を聞くもんですから、何回までとお考えなんですかね。2回まで行かんのか、3回まで行っても、公費を使うて行くのかですね、考え方をお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、3問目ですので。

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

すみません、町長の答弁の前に。

災害復旧事業の施設につきましては、現在、佐々町は受益者負担金を取っておりません。今回のラバー堰についても災害復旧事業に該当しました分については、そのような方法でいきたいというふうに、担当のほうでは考えております。ただ、通常の施設整備、補助事業とか単独事業につきましては、御存じのとおり2分の1から、先ほど国営が5%とおっしゃいました。そして、防災ため池、これはもう危険ため池ということで、高率になりまして2%という負担割合があります。

災害については、今まで施設災害のつきましては、100%町が負担を国・県補助金をいただきまして100%負担しておりますので、今回も部分的な補修になりますと、そのようなことになるというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、事業理事が申しましたように、今回のラバー井堰というのが災害で破れた箇所は災害で復旧できるわけでございますけど、大変薄くなっている箇所がずっとあるわけですね、長期的に。そういうところは災害に該当しないということをお聞きしております。

その中でやはり、それを早く町でやっておくのか、それまで破れたら災害でまた出すのか、弱くなっているもの薄くなってもんですから、そういうことで災害の場合は受益者負担金を取れないんですけど、やはりそういう早くそこも前もって修理しておくときには、やはり受益者負担金が出てくるのではないかという、今、事業理事はそういう考えで話をしていたと思っております。

ただ、現状は災害復旧の場合は、受益者負担金というのは施設の場合は取っていないわけでございますけど、今後、災害等たくさんのいろいろなことが出てくる可能性はあるわけでございます。既に、老朽化しているところもたくさんあるわけでございます。今後、どうするのかというのは事前によく協議して、話し合っ、国・県とも話し合っ、やっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

技能講習の部分ですけれども、あくまでもこれ技能講習を終了したものという表現で書いてありまして、そのほかのところを見ると終了証の再交付とかという表現もしてあるようでございます。これ見るところでは、定められた時間の講習を行えばそういった講習を終了したもの

とみなされるいうふうになってこようかと思いますが、いずれにしても、こういった講習につきましては、職員1回で終わらせたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

9番。

9 番（川副 善敬 君）

30ページの消耗品、これは説明の中でポケベルの購入費ということでしたけれども、これにつきまして一般質問を私が6月に、5月に新潟で事件が起きまして6月にしております一般質問を。

このときに、私が防犯ブザーなどの所持はきちっとってんのかいうと、この中で教育長の答弁の中で、防犯協会、警察のほうから防犯ブザーをいただいたり、電池が切れていますように、最近は笛をもらったりしておるところですということで、私がおの後のほうが時間がなかったもんですから、確認しなかったんですけども、今度の予算では児童生徒の全部ということでしょう。

そうすると、前はこの答弁ではほとんどの方が持っているように聞こえたんですけども、この当時ではどのくらいの間が持っておられるたんですか。それ言い切って教育長はね、今ちゃんとしていますよってというような言い方をしたんですね。だからそのときに、どのくらいの生徒が保有していたのかでやっぱりこのときの答弁だった。私も確認すればよかったんですけどもね、それが1点。

それから一般質問の関係で、前は一般質問すると問題点については、うちの産業委員会では報告してありますけれども、その都度、その都度やはりある程度担当が報告するというような、私たちが議員のときは慣習をつくっておりましたね。そうすると一般質問の結果がある程度わかります。

それで、それを関連しておりますのでお尋ねしますが、この児童生徒の安全対策について、私がホットスポット、危ないところそういうものを全部もう一遍おさらいしてやらなければいけないということと、組織づくりということをお願いといいますか、意見を申し述べてきたんですけどもいろいろ、その後、それをやられておりますけども、どういうふうなことが今度新たに、重点的に対策として出てきたのか。

それからもう一点はですね、集会所の補助率が変わりましたね、これ規則でね。今までの公民館は50、50、集会所は70と30やったですね。それをこれ今規則で、規則は町長のあれでいいんでしょうけども、これは、本来は基本的な考え方としては、なぜ昔公民館だったのを集会所に持っていったかという、やはり、まずいろんな、長くなりますけど、時代のニーズに応じて建て替えようと、高齢者が増えるからバリアフリーとか入られる。それからいろいろ地域のね、憩いの場としてやる。それから週5日制になると子供たちの、その当時土曜日まで休みになったという、だから子供たちとちゃんとするようにしよう。

それから、新しい方々が住宅を建ててきておるから、昔からのように給付金だけで住宅建設をある程度カバーすることはもう時代に依拠てないと、そうするとそこら辺を町が負担をしてしよった。

それでもう一つ大きなことは、今までは町内会の公民館というのは、名義上町内会長の建物になっとなったですね。町内会長とかそういう方たちにね。それを町の所有にしようということで集会所とする。集会所とするから町が今は集会所を委託しているような形になっておるすね住宅をね。町の名義にしよう、しなければその名義人になっている方が亡くなったときにい

ろいろ出てきますよと、ですね。それを心配してといろんな前段で言ったように、そういうこともろもろ考えて、所帯数に応じて建物の坪数も決めた。駐車場も決めた。それから近くに町の土地がある場合は対価交換のようにしてやるということを決めたけれども。

ここで問題点は、この公民館のまんま補助金、そのまま公民館でいっても、この中で3つ残っているということですけど、あと鴨川あたりは独自でやれるかどうかね、また江里とかなんかは辺地債を使ったでしょう。こういうふうには人口の少ないところは、そういう対策でやるのか。

それは別にして、里山もちょっとあれですけど、集会所にする場合にだけ例えば7割にするべきじゃないかと、その意味、変えた意味。例えば修理とかなんとかはね、その名義人が変わるわけではないから、公民館であろうと何であろうと7割でもいいと思うんですよ、公平さを保つために。だからその集会所に、必ず集会所に変更するのを条件として7割に新築の場合にするというのかどうか、そこら辺をどういうふうにしてこの規則を改正されたのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

防犯ブザーにつきましては、ちょっと教育長のほうで答弁をいただくかと思いますが、その時の回答の中には、防犯笛を毎年、業者のほうからいただいているということが1点あったかと思いますが、毎年1年生に対して一企業のほうからその分の提供を受けているという回答があったかと思いますが、ちょっとその辺は、また教育長のほうで御答弁をいただくだらうと思います。

それから、川副議員さんがおっしゃっているホットスポットというのは私もお話を聞いております。委員会の中で説明いたしましたけれども、この度こういった5年生女児のですね、痛ましい事件等々事故が起こっておりますので、そういったことを踏まえまして国・県を通じまして合同緊急点検というのをするようになっております。これは9月末まで実施しなさいということで、全国の自治体が行ったわけでございます。

本町におきましては、7月の十数日のころにですね、そういった通達が来たものですから、1学期が終わる直前ですね、保護者対象のアンケートを配りまして、保護者からそういった不審者が出そうなところにつきましてのアンケート調査を、場所を書いていただいて出していただく作業をお願いしたところでございます。

2学期が始まる2週間ほど前にそれを回収して、学校のほうで回収していただきまして、約10箇所ほどの危険箇所を学校側のほうから提出をしていただいております。それに基づきまして9月10日、1時半から4時半ごろまでかけまして学校、それからPTA、それから青少年健全育成会、それから民生児童委員協議会会長、それから警察署、それから長崎県北振興局の道路課のほうから来ていただいております。それからスクールガードリーダー、スクールサポーター、それから防犯リーダー、これは町のほうで2人委嘱されております。

学校、PTAそういった関係機関と一緒に緊急合同点検に回りまして、危険箇所を一つ一つのところを回りまして、どういった対策、危険項目をどういったものが危険項目であるのか、どういった対応が必要なのか、対策案を含めてそれに一つ一つ記載しております。今後、そういった点検結果を踏まえて、今後ですね、これをどうしていくかということになってきようかと思いますが。

それから警察のほうから、不審者情報があった場所ということで、先ほどおっしゃったまさにホットスポットになるところにつきましても、約10か所程度、図面をいただいております。

先ほど言いました緊急合同点検で危険箇所として出てきたところ、それから10か所ほど回ったところ、それからホットスポットそういったものを学校のホームページのほうに、今後上げていきたいというふうに思っております。危険箇所について学校、保護者、それから地域住民の方に知識を共有していただきまして、今後そういった事件、事故がないように努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから集会所の件でございますけれども、今回、四ツ井樋町内会のほうから集会所の増改築ということで、当初予算の計上ごろですね、話がきまして、新築ではございません。おっしゃったように、以前の経過もありますけれども、集会所のほうは10分の7の補助、それから公民館が2分の1以内というふうになっておるものだから、やはり集会所にして7割の補助というのは考えられたわけでございますけれども、土地の共有ということで縁故者が5名ほどの土地の共有となっておりますということですので、今回、公民館という形の中で、総会でまだ地元協議も得ておりませんので、公平さを保とうということですね、町部局のほうと協議をいたしまして、今回、要綱の改正を行わせていただいたということでございます。

将来、寄附を行いたいという旨ですね、地元の考えもありますけれども、町のほうに寄附する場合には、やはり統一化していただくのがルールだろうということがあります。今回は50%ではなくて7割までしてやるのが公平性を保つものではないかということで、要綱の改正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

防犯ブザーについてでございますが、申し訳ありません、私の言い方が不十分だったというふうに反省しております。

確かに小学校1年の段階で、笛を配っております。これはメーカーからいただいた部分でございますけれども、実態として持ってはいるもののバッグの中とか、また3年生以上になったら持っていないとかいう、そういう実態がその後わかりましたし、防犯ブザーについての所持者というのが非常に少ないというような実態がわかりました。

また、内部の検討の中で、笛であると吹くという動作があるわけですが、いざというときに、それを取って吹けるのかってというようなことも考えられますので、やはり防犯ブザー、今、想定しておるのは、ランドセルの肩ひものところにつける形で、ひもを引っ張るというタイプ、そういうのを想定しておるわけですが、

どうしても、先ほど次長が言った安全点検等で、佐々町の場合は一人区間ができてしまう。一人区間の場合地元の方に下校の見守りをというお願いをしておりますけれども、それもやはり限界があるということで、できれば、できればといいますか、全児童生徒に防犯ブザーを持たせたいということでこういう予算を組ませていただいたところでございます。私の言い方が非常に不十分だったこと申し訳なく思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

そういうふうで、防犯ブザーですけど、事件が起きてから遅いんで、それで、今、特に子供

たちの負担が大きくなるように、例えばゆとり教育から、今度またそれが廃止されて変わって、ランドセルは重たくて、これも恐らく政府の文科省のほうから、恐らくもうほぼ指導があると思いますけれども、これも軽いやつに変えて保管できるものは学校にでも保管をしておきなさいというような形の指導が来ると思います。

だから、そういう中でその時々教育において変えなければいけないんで、例えば僕が防犯ブザーをしたときも、悲しい事件が起きましたけれども、日ごろのやはり点検が大切なんです。だから私がここで、私の意見としてはやはり忘れてくるよりか、必ずその防犯ブザーも必要なものとしてね、学校で確認させるようなね、点検させるような習慣ちゅうかチェックをしていただきたいと。

そうせんば、非常にもう事件の起きたころは、みんな防犯ブザーなんだかんだ言うても、そういうふうに実情は正直に今、教育長が言われたように、実情はやっぱり子供たちも忘れる、親も忙しいからつけてやらない。だからそれを学校でね、点検してやるようにして、忘れたころにね、不幸な出来事起こってはならないので、それはお願いしておきます。

それから、ホットスポットと、それから通学路の点検については、そういうのはやはり危険場所とか通学路の決まったところとかいうのは、ちゃんと父兄の方に文書でもって、また保護者会のときでも周知徹底するようにですね、お願いをしたいと思います。

それから、四ツ井樋町内会の皆さんが作りたい気持ちは私もかねがね聞いておったからよくわかるんですね。是非、それはいいことだと思いますが、ただ、そのそういうことで補助金がそうであればそれでいいんですが、ただ、その名義人が5人も共有になるということになれば、その建物自体が5人になってくるわけですよ。そうするとずっと下がってくるでしょう。権利・継承者が出てくるのではないですかね。

市瀬の場合は、相当おられたけど、それは整理されたんですかね。整理されたと聞きましたけどね、あそこだけが問題で。だからその整理の仕方はあるんで、この際、お願いして町の名義にできたほうが後々ですね、いろんな問題が起きないかなあという心配。もちろんその5人の方はそういう方ではないと思いますけれども、ずっと財産相続につながっていくんですよ。その心配で、僕らは集会所を里を第1号でやって、そしてまた駐車場もないということで移転してやった経緯があるんで、そこら辺でね、どうなのかなあって、応援してつくられるのはすごくいいと思いますけど、あとで後顧の憂いがないような、そこら辺の整理の仕方ができないのかと。

市瀬町内会もたくさん海外にまでね、その名義相続人がおられたちゅうことでね、あそこは相当多かったはずですよ。でしょ。何十人かあつとつたでしょう。だからそれを整理されたから、それはどういうふうに整理されたんですかね。相当おった、海外にまでおられたちゅうことで、それは何か公的な抹消でいいんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

市瀬、神田地区2つがでですね、相続人が、前、たくさんの方がいらっしゃって、今、うちの登記の嘱託を臨時で雇っていますけど、それを今、事務的にですね、進めておられるということで、まだ正式には全部終わってないと思っています。

先ほど四ツ井樋町内会が5人いらっしゃいますけど、またネズミ算的に兄弟が増えて、子供ができてということになれば、やはり時間的にもものすごくかかるということもお聞きしていますので、やはり早くにそういうことを整理しなければならぬと思っています。

ただ、これについて今、法律的にですね、改正といいますが、そういう動きも何かあるとい

う話を聞きましたので、そういうことになればですね、早急に早く解決させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

御指摘ありがとうございます。確かに何かが起こってから対応というのが行われるわけですが、特に、今回の痛ましい事件については、忘れないようにといたしますか、恒常的にやっていけるように、現在、佐々町登下校安全プランを作成しております。毎年通学路の安全点検をやるということを盛り込んだ中でやっていこうというふうに思っております。今回、予算が通りますれば、防犯ブザーのことも書き込んで正式なものにしていきたいと思っております。本当にありがとうございます。

それから、本当に議員のほうからホットスポットについて御指摘いただいて、私どもも勉強になったわけですが、通学路の周知と同時に、今回、全保護者を対象に危険箇所の御指摘をいただいたり、警察が実際に、不審者が出没した箇所等の情報をいただいておりますので、それを一覧表にして各学校、実際は教育委員会のパソコンに入れようと思うわけですが、それに各学校から保護者がアクセスできるようなシステムをつくっていききたいというふうに、今、検討して部内で作業を行っているところでございます。随時そのあたりは点検結果を反映させながら書き直していくというような、恒常的な取組に結びつけていきたいなというふうに、現在思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（川副 善敬 君）

私、四ツ井樋町内会の方のね、早く建てたいという気持ちもよくわかります。私反対しているんじゃないんです。つくってもらいたんだけど、つくる前に今がね、例えば町のとに集会所に移転する好機なんですね、つくる。その時にやはり各地の町内会、集会所になるときにもらって、ある程度整理ができたということなので、できればね、もう一度そのそこら辺の努力をされてね、スキッとした形のものが私はいいいんじゃないかなあと思う。

その内容はね、私は入らんからわからんけれども、ただ、心配して言っているんで、昔つくったのはそういうこととか、いろいろありましてね、それでそういう思いで言っているんで、そこら辺のね、是非集会所になるための努力をね、もうだめですよじゃなくしてね、そこら辺をやはり今がチャンスだと思う、建て替えるときがね。だから、それをできないかと。まあ、何人かの町内会の人に聞いてみれば、恐らく土地でも近くで買っておけばよかったとかね、いろいろ話は出ますけども、そういうことを努力しながらやってください。お願いしますけん。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、公民館施設が3か所あるということでございまして、今、町内会も公民館で先ほどお話がありましたように、やはり相続関係がいついらないということもあって、我々もですね、集

会所条例がありますのでですね、そういう中で集会所に切りかえていただくといいようにですね、我々も協力して、四ツ井樋の方ともよく話し合っていますね、やりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

これもちょっと簡単に。今、里山公民館ね、3か所残っていると言っていたでしょう。里山の場合は住宅建て替え計画があるから、そういうのを見据えていいだろうけども、今、ないのは鴨川町内会だけです。ところがあそこは、もう住民が少ないから自分たちで公民館をつくることはできないわけね、集会所を。だから、江里とか大茂だったかその辺地債を使ったように、何かそういう財源的なものを考えてあげなければいけないし、その地元からそこは要望はまだ上がっていないんですか。

答弁して終わって。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

鴨川町内会公民館につきましても公民館として残っております。土地の所有者につきましてはお一人の名義にはなっておりますけれども、建物につきましては町内会というふうにはなっております。

今のところ、2年ほど前に部分補修の補助金の申請が上がったような状況でございますけれども、今のところ、まだ建て替えの話はこちらのほうには話は来ておりません。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

15分まで暫時休憩といたします。今、須藤議員が予備費と言われましたけれども、その配布をお願いいたします。

（15時03分 休憩）

（15時17分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど質問の中で須藤議員のほうから予備費ということで質問がございました。これに関して須藤議員のほうから何かございましたら。

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

大変遅くなって申し訳ございません。

平成30年度の予備費、予算額の推移ということで資料をお配りしております。当初予算が一番上にございまして、当初予算が、2,414万5,000円が当初予算でございまして、その後、時系列で下に記載されております。

6月補正と一番下が今回の9月補正の、今、要求をしている分でございます。この内容につきましては、裁判に係る弁護士費用であったり、あと、災害における緊急性が高いもので必要だったものについて予備費を充用させていただいているという内容でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第64号 平成30年度佐々町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第3 議案第65号 平成30年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第65号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第65号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページめくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

3款県支出金、補正額95万円、計10億5,454万8,000円。1項県補助金、補正額、計とも同額

です。

6 款繰越金、補正額7,164万3,000円、計7,164万6,000円。1 項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額7,259万3,000円、計14億7,584万8,000円。

歳出。

1 款総務費、補正額95万1,000円、計872万6,000円。1 項総務管理費、補正額27万円、計662万6,000円。2 項徴税費、補正額68万1,000円、計195万8,000円。

5 款基金積立金、補正額1,734万円、計1,735万4,000円。1 項基金積立金、補正額、計とも同額です。

7 款諸支出金、補正額3,696万7,000円、計3,784万円。1 項償還金及び還付加算金、補正額、計とも同額です。

8 款予備費、補正額1,733万5,000円、計2,176万6,000円。1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額7,259万3,000円、計14億7,584万8,000円。

事項別明細書の1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、前年度の繰越金とそれに伴います基金の積立金の計上が主なものとなっております。

3 ページの6 款繰越金でございますけれども、1 目、2 目、これにつきましては29年度の超過交付分としての繰越金でございますので、30年度に返還をするものでございます。3 目のその他繰越金、こちら3,467万8,000円を計上しておりますけれども、こちらの2 分の1 が財政調整基金へ積み立てということで、4 ページの一番下段になってきております。

5 ページ、7 款の諸支出金でございますけれども、5 目、6 目ということで、こちらに先ほどの繰越金の分が30年度で償還をするということで計上をしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号 平成30年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第66号 平成30年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第66号 平成30年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第66号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

それでは、1枚めくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算補正（保険事業勘定）、歳入。

2款使用料及び手数料、補正額7,000円、計72万6,000円。1項手数料、補正額、計ともに同額です。

3款国庫支出金、補正額123万4,000円、計2億5,476万5,000円。2項国庫補助金、補正額123万4,000円、計7,075万5,000円。

4款支払基金交付金、補正額430万円、計2億9,434万9,000円。1項支払基金交付金、補正額、計ともに同額です。

5款県支出金、補正額56万8,000円、計1億6,447万6,000円。2項県補助金、補正額56万8,000円、計714万9,000円。

6款繰入金、補正額、減額60万8,000円、計1億5,841万7,000円。1項一般会計繰入金、補正額、減額60万8,000円、計1億5,841万6,000円。

7款繰越金、補正額4,690万6,000円、計4,690万8,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額5,240万7,000円、計11億6,848万2,000円。

次のページになります。2ページです。歳出。

1款総務費、補正額56万4,000円、計1,911万8,000円。1項総務管理費、補正額5万6,000円、計377万1,000円。2項徴収費、補正額50万8,000円、計169万円。

4款基金積立金、補正額3,349万4,000円、計3,350万6,000円。1項基金積立金、補正額、計ともに同額です。

5款地域支援事業費、補正額11万4,000円、計4,338万6,000円。2項一般介護予防事業費、補正額、減額1万9,000円、計816万1,000円。3項包括的支援事業任意事業費、補正額13万3,000円、計1,875万円。

7款諸支出金、補正額1,341万7,000円、計1,356万8,000円。1項償還金及び還付加算金、補正額、計ともに同額です。

8款予備費、補正額481万8,000円、計854万5,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額5,240万7,000円、計11億6,848万2,000円。

すみません。3ページです。第1表、歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）、歳入。

2款繰越金、補正額33万1,000円、計33万2,000円。1項繰越金、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額33万1,000円、計275万3,000円。

歳出。2款予備費、補正額33万1,000円、計35万5,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。歳出合計、補正額33万1,000円、計275万3,000円。

次の4ページ、事項別明細は割愛をさせていただきます。

5ページのほうからですけれども、まず、5ページの一番上の2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料の7,000円ですけれども、さきに議決をいただきました指定居宅介護支援事業所指定更新審査手数料ということで、1件分の7,000円を計上させていただいております。

それから下のほうにおりまして、同じページですけれども、4目介護保険事業費補助金ですけれども、すみません、摘要欄に何も入っておりませんけれども、制度改正に伴うシステム改修費に係る補助金ということで、全体の事業費237万6,000円の2分の1ということで、補助金が介護保険事業費補助金ということで交付されるものでございます。

次の6ページのところですけれども、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金のところですけれども、1目の介護給付費交付金、過年度給付費交付金ということで424万円、これは29年度の実績に伴う分ということになります。

それから、めくっていただきまして7ページになります。7ページの7款繰越金のところでございますけれども、ここにつきましては、1目の介護給付費負担金等繰越金、これが1,341万4,000円でございます。これは保険給付費に係る返還金ということで、翌年度精算分というふうな形になります。2目のその他繰越金、これにつきましては実質決算剰余金に係る繰越金ということで、歳出のほうで基金の積み立てが生じるというものでございます。

続いて、歳出のほうでございますけれども、中ほどの1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費のところ50万8,000円、委託料を計上させていただいておりますけれども、一般会計のところの電子計算費で出てまいりましたコンビニ収納の分をこちらのほうで計上させていただいております。

それから、その下の4款基金積立金ですけれども、先ほど申しましたように平成29年度の実質決算剰余金、いわゆる繰越金について3,349万4,000円の積み立てを行うものでございます。

めくっていただきまして、中ほどにあります5款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費ということで、目の包括的支援事業費というところで、14節の使用料及び賃借料がございまして、公用車リース料16万1,000円ということで、これは地域おこし協力隊が現在使用しております一般会計のほうで予算はありますけれども、11月からこちらのほうで利用させていただくということで、予算を11月以降の予算として計上をさせていただいているところでございます。

それから、11ページのサービス事業勘定のところですけれども、事項別明細は省略させていただいて、歳入のところが繰越金のみというふうなことになっております。

歳出は予備費での調整というふうな形でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 平成30年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第67号 平成30年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第67号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第67号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

4款繰入金、補正額、減額175万6,000円、計4,361万6,000円。1項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

5款繰越金、補正額229万8,000円、計229万9,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額54万2,000円、計1億4,398万8,000円。

歳出。

1款総務費、補正額51万7,000円、計250万4,000円。1項総務管理費、補正額9,000円、計137万3,000円。2項徴収費、補正額50万8,000円、計113万1,000円。

4款予備費、補正額2万5,000円、計18万5,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額54万2,000円、計1億4,398万8,000円。

次の事項別明細書の総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、前年度の繰越金を計上いたしまして、それに伴いまして一般会計からの事務費繰り入れ分を減額を、当初予算175万6,000円を計上しておりましたけれども、その分の減をさせていただいております。

4ページの歳出につきましては、中ほどにあります1目徴収費、後期高齢者医療システムということで、コンビニ収納導入に伴うシステムの改修業務委託料を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第67号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第68号 平成30年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第68号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第68号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

4款繰入金、補正額、減額80万6,000円、計709万9,000円。1項他会計繰入金、減額4万4,000円、計653万2,000円。2項基金繰入金、減額76万2,000円、計56万7,000円。

5款繰越金、補正額161万5,000円、計161万6,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正額80万9,000円、計998万4,000円。

歳出。

3款基金積立金、補正額80万9,000円、計81万4,000円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額80万9,000円、計998万4,000円。

次の2ページの事項別明細の総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、前年度の繰越金の確定に伴います補正と、それに伴います財政調整基金の繰り入れを減額をさせていただいているところです。前年度繰越金161万5,000円の2分の1を歳出の財政調整基金2分の1の積み立て80万9,000円を計上をさせていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第68号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第69号 平成30年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第69号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第69号 朗読）

中身については、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

4 款繰入金、補正額、減額3,000万円、計3億1,000万円。1 項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

5 款繰越金、補正額3,281万3,000円、計3,281万4,000円。1 項繰越金、補正額、計ともに同額です。

7 款町債、補正額1,780万円、計1億8,380万円。1 項町債、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額2,061万3,000円、計9億6,361万3,000円。

歳出。

1 款総務費、補正額677万円、計2億2,317万1,000円。1 項総務管理費、補正額、計ともに同額です。

2 款建設費、補正額1,027万6,000円、計3億4,802万8,000円。1 項建設費、補正額、計ともに同額です。

4 款予備費、補正額356万7,000円、計1,900万7,000円。1 項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額2,061万3,000円、計9億6,361万3,000円。

次のページです。第2表、地方債補正。

変更、起債の目的、下水道事業債、公共下水道事業、補正前、限度額1億4,890万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年2%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額1億6,180万円、起債の方法、利率、償還の方法、補正前に同じです。

公営企業会計適用債、公共下水道事業、補正前1,710万円、起債の方法、利率、償還の方法については上段の公共下水道事業債に同じです。

補正後、限度額2,200万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じです。

以上です。

3 ページの事項別明細書の総括については割愛をさせていただきます。

次に説明でございますけれども、歳入につきましても、歳出側に同じように上がっておりますので割愛させていただきます。

次の5ページ、3、歳出をごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目総務管理費ですけれども、委託料ということで、コンビニ収納システム改修がここに上がっております。それと、公共下水道の固定資産評価データ更新業務委託料ということで、26年度以前の分につきましては27年度につくっておりますけれども、残りの3年分をつくらせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません。歳出の6ページのほうで、雨水事業に関して建設課で行っておりますので、この分の御説明をさせていただきます。

2款建設費、1項建設費、2目中央地区排水対策事業費ということで、2本の委託を予定をしております。補正額として、委託料の1,370万円を増額でお願いしております。

これは町民体育館前から消防詰所までの間の駐車場の下を通っております水路に関してでございますけれども、年1回、暗渠の点検を6月に行っておりますが、本年実施した暗渠部分の点検につきまして、前年より腐食が進んでいるという状況を確認しましたので、この部分、暗渠上部は駐車場として使用されております関係上、これ以上腐食が進めば陥没等の恐れもあるということで、安全確保のために工事を実施したいと思ひまして、今回、関係の設計業務について補正を計上させていただいております。

以上です。説明を終わります。

議長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑はないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第69号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第70号 平成30年度 佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第70号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目をごらんください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

1 款繰入金、補正額600万円、計2,900万円。1 項一般会計繰入金、補正額、計ともに同額です。

4 款繰越金、補正額246万8,000円、計246万9,000円。1 項繰越金、補正額、計ともに同額です。

5 款諸収入、補正額245万5,000円、計968万7,000円。1 項雑入、補正額245万5,000円、計968万6,000円。

歳入合計、補正額1,092万3,000円、計4,342万3,000円。

歳出。

1 款総務費、補正額1,074万円、計2,722万6,000円。1 項総務管理費、補正額、計ともに同額です。

3 款予備費、補正額18万3,000円、計79万9,000円。1 項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額1,092万3,000円、計4,342万3,000円。

次のページの事項別明細書の総括については割愛をさせていただきます。

3 ページ、歳入ですけれども、歳出のほうで御説明したほうがわかりやすいので、すみません、4 ページ目の歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、2 目施設管理費、負担金及び交付金ということで、補正額が974万円上がっております。新志方橋圧送管（橋梁添架）移設工事負担金ということで、これはあとから出てきます場所につきましては、県道の佐々鹿町江迎線改良工事に伴う橋梁かけかえに伴う県からの移設要望で補償金が入ってまいります。水道工事のほうで延長が長くあるものですから、県から入った補償金を水道事業のほうに工事の負担金として出しまして、水道工事と農業集落排水の分と合わせて施工するというふうな形になっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

まず、農集排事業がお金がないということで理解はしているんですけども、こういう工事関係で一般会計から600万繰り入れするということなんでしょうか。それとも、法的に基づいた法定の繰入金でしょうか。

まず、先ほど水道事業と合わせて工事をなさるといふ移設工事費なんですけど、県がはじいた計算式を見込みで教えてください。

2点です。

補償金が少ないから一般会計で、佐々町で負担していかなくちゃいけないような形になっているものですから、そうすると、国民健康保険とか、各会計が赤字のときは特別会計にも出させていただきたいという考えがあるものですからお尋ねしております。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1点目ですけれども、おっしゃるように一般会計からの補填という形になります。

それと、2点目ですけれども、まだですね、県と正式な契約までは結んでおりませんが、うちの概算工事費の中でですね、これは補償費が幾ら支払えるかということで、ここの汚水管が平成9年に敷設をされております。ですから、その分だけ減耗されて、平成30年までの21年間分の減耗がされた形での補償金が入ってくるという形になっております。

正式には、工事を発注して補償費を算定していただいているということになるもので、金額的にはまだ確定ではございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番議員の質問に対して答弁になっていないと思いますけれども、どなたか、
暫時休憩します。

（15時57分 休憩）

（15時59分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4時となりましたけれども、そのまま会議を続けさせていただきます。

暫時休憩とします。

（15時59分 休憩）

（16時09分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。3ページ、歳入の一般会計繰入金のところですけども、起債等の財源の利用ができないかとかのお話でしたけども、当初つくったときが起債及び補助でつくったために、これについては他の起債を再度設定するわけにはいかないということでもあります。

それと、雑入の補償金ですけども、工事費自体は当初1,100万円ほど見込んでおりました。しかし、この1,100万につきましては、工事延長が約40メートルほどぐらいの延長で考えておりましたけども、道路が橋を架けかえることにより、道路が上がり、全体的に延長が伸びました。そのことによりまして、金額的に1,690万円の工事費となっております。この1,690万円に対して、補償費が968万5,600円となる見込みということで、今回補正をさせていただいております。
よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

その1,690万の968万というのは、どの部分を率的に見ていたら出ているんでしょうか。何パーセント、計算すれば出るんですけど、どの部分を見て、どの部分を見ていないというのを教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

基本、移設する下水、農業集落排水についてはですね、必要最小限橋梁の分だけの延長で、実質、当初40メートルだったのが道路の縦断勾配が変わる部分の190メートルが変更の延長になります。その分で、その190メートル分全部が一応補償の対象ということで、県のほうとの打ち合わせではなっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

下のですよ、水道事業会計でやるのかどうか、負担金って書いて974万にしてですね、245万5,000円しか補償金がないっていうとの、ちょっと根拠をお尋ねしておるわけですので、その延長が40メートルから190メートルになったつつうのはわかるんですけど、どうしてこう、本来から全部974万はですね、見てもらわない理由をちょっと教えてください。見てもらえない理由のその、耐用年数とか何かって、さっき劣化とかおっしゃったんですけど、減価償却費の関係だろうと思うんですけど、そこら辺を。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

移転補償費について算定基準がありまして、それに伴い県から経過年数、耐用年数ということで、それに伴って残存率を0.1残すような形で計算をするようになっております。

ちなみに、設置から21年たっております、本管自体が耐用年数50年ということで、約半分、50分の21ということで、計算がされるようになっております。

よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
もう3問、あと最後です。
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

今後、研究していきたいと思っておりますので、計算式を、後で結構ですのでいただきたいと思う

んですが、議長よろしく。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）
須藤議員がおっしゃったように、その計算式について皆さん方に配布をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第70号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第71号 平成30年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号） —

議長（淡田 邦夫 君）
日程第9、議案第71号 平成30年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

中身につきましては、水道課長にもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）
1ページをごらんください。

収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用ということで、修繕費を補正で216万円、配管修繕費ということで上げております。ちなみに、概ね30か所程度ということで当初上げておりましたけども、9月末時点で既に31か所程度補修が発生しております。そのために補正をお願いしております。

それと、その下の4目総係費の委託料、下から2行目になります。補正額54万円、コンビニ収納システム改修業務委託料ということで考えております。

続きまして、3ページの資本的収入及び支出、その中の収入ということで、先ほど話をしました他会計負担金ということで、新志方橋圧送管移設工事費、工事負担金ということで、収入を見ております。

それに伴い、4ページです。支出としまして、建設改良費、工事請負費ということで、新志方橋配水管（橋梁添架）移設工事ということで、補正額を620万円ということで、今回補正をお願いいたします。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（淡田 邦夫 君）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（淡田 邦夫 君）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第71号 平成30年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（意見書第2号 朗読）

この意見書が可決されますと、最後のページにつけております関係機関へ提出することとなります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

提出者から発言がありましたら許可します。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

朗読していただいたとおりでございます。政府の予算編成のスケジュールに合わせ、地方財政確立を、取組を進めることが重要ということで、地方財政と社会保障の重要性を直接、国に訴えるために行うものでございます。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（川副 善敬 君）

ここに書いてあることは、全体的にはどれをとってもなるほどと思うことですが、具体的にこの全体的なことは、例えば地方公務員をはじめ、公的サービスを担う人材に限られる中でということで書いておりますけれども、そして、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであると書いてありますけれども、地方公務員がいろんな仕事広がって、人材に限られると書いてありますけれども、それならば、民間でできるものは民間に委託するのがいいのではないかと思いますけれども、なお人材が足りない中で、民間にできるものは民間に任せることがいいのではないかと思います。まずこの1点についてどうお考えなのか。

それから、インセンティブ改革、私はこれちょっとわからんものですから、ここが説明していただきたいと思います。

それから、消費税、国税に関しても、その都度上がるたびに地方に対する取り分といいますか、配分は大きくなっているわけですね。例えば8%から10%になる場合でも、消費税が。地方に配分される分は恐らく1、幾らやったかな、7%は大きくなる、東京都は減るということで、そういう面については、消費税についても地方に対する配慮がなされております。それから、消費税をまた8%からまた10%に上げる場合においては、幼児教育の無償化、奨学金制度の拡充ということで福祉に充てる。

それからまた、今の政府のやり方は経済成長によって、アベノミクスによって税収拡大を図り、それを福祉に回すということですが、この財源確保の方法については、どれが適切かということは書いてありませんけれども、私は消費税などはある程度地方に対する配分もあると思います。

それから、交付税の削減と言われておりますけれども、先般議論したように、地方自治体においても基金がたまっていると思う。財政がここ10年で合併して以来、豊かになってきておりますけれども、それについて、当然財政が豊かになれば、交付税は削減される。基本財政需要額と基本財政何ですか、その差額によって来るようになってますけれども、当然、そこら辺については十分に配慮されておる財政だと思いますけど、これを政府の財政だと思いますけれども、これを改めるというのは、どういうふうな形に改めるのか、提案者に質疑をいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）
まず、1点目はインセンティブ改革云々ということで――

議 長（淡田 邦夫 君）
まずは民間ということでは。2番目が――
5番。

5 番（阿部 豊 君）
いや、インセンティブ改革がというところと、トップランナー方式がつながるわけですが、結局、先駆的にトップランナー方式、いわゆる自治体がですね、総務省が示しておるような当初、公民館、博物館、公民館、児童館等の管理に際して、民間移譲により費用負担を抑えた自治体を基準として、基準財政需要額を算出するというをやめていただきたいと、そういったトップランナー的に進んだ自治体の経費算出を基準財政需要額に求めていっていると、指定管理者制度も含めたところですね、そういったところを基準に財政需要額を算出するのはいかがなものかということで、この件については、2016年のですね、この意見書等、地方団体等の意見を踏まえ、導入を見送るということで、地方の声を国に対して示して、地方公共のサービスの水準を守ることができているような状況でございます、現状。

2点目の財源不足、2018年度における地方財政の財源不足6.1兆円なんですけれども、うち臨時財政対策債で約4兆円を補填しているというような状況で、臨時財政対策債の累計総額は約5.3兆円に達しております。何を申し上げたいという、結果としてその交付税の原資の確保に向けてはですね、対象国税4税に対する法定率の引き上げが本筋ということで、財源保障のあり方、地方交付税の原資の確保の仕方というところでのポイントでの、そこで確保していただきたいというような趣旨の内容でございます。また、そういったことができないのであれば、代替財源の確保等の地方自治体の財政運営に与える影響を、支障が生じることがないようにお願いしたいと。

3点目はどういった質問やったですか、すみません。ちょっと僕が書きとれんやったですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）
3点目は、ごめんなさい、ちょっとそこまで聞ききれんやった。2点目まで書いてあったんですけど。
5番。

5 番（阿部 豊 君）
2点目まで、僕も間に合ったんですけど――

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（川副 善敬 君）
3点目は、公務員――

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）
1点目ですね、公務員が少ないというところですね。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（川副 善敬 君）
少ないところは民間に、できることは民間に任せるといいのではないかとということ。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）
地方公共自治体は、社会保障をはじめ、対人サービスの多くを担っており、増大するサービスを提供するための人材が確保が必要ということと、現在まで、また少子高齢化の対応がますます進められていく状況の中、地方公務員の数を減らすことはもう限界にきているというふう
に示されております。

公を通じた地域経済活性化の面において、地方公務員をはじめ、公共サービス人材の確保は有効な対策であり、これを削減することは政府が推奨するまち・ひと・しごと創生に逆行するものであるというふう
に考え、財源確保というポイントに戻るわけですが、社会保障の拡大によって、一般行政経費が増になっていると、それに対して、関係経費、投資的経費が縮小し、この削減で歳出の伸びを吸収、抑制している現状を鑑みると、地方交付税財源の、一般財源の総額の確保を図っていただきたいという趣旨の内容でございます。

トップランナー方式ってというのは、先ほど申し上げましたように、交付税の算定基準の考え方でありまして、できることはできるってということではなく、また小規模自治体においては、仮にそういった委託する先、民間委託も含め、指定管理も含めですね、そういったところがないところが環境に優れたその歳出削減に、そういったトップランナー方式ができるところの需用費をそのまま当てはめられると、結局そういったことをやりたくてもできない、小さい自治体は交付税の削減にしかつながらないと、このような実態は避けていただきたいという趣旨の内容でございます。

以上、雑ぱくとした回答になってしまいましたが、以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（川副 善敬 君）
私が言ったのは、今公務員、自治体の職員が大変であるし、福祉関係は年に今何兆円増えるとか、そういうふうなことで大変であるだろうけれども、それであれば、かえって民間でできることは民間に任せると自治体の人材を確保でき、また、職員もそのほうが負担が軽いのではないかと質問。

それから、最後はね、5税についての地方への配分率を上げてくれということですが、なかなかこれも、国も財政があるから、援護しよるわけじゃないですけども、厳しい。しかし、

いろいろ所得税が上がるときでも、消費税が今度上がる。そのときも先ほど言ったように、地方が取り分が大きくなり、また、人口差によって、配分している人口偏向を、偏向滞る向きです。今まで消費税は販売高でとったから、人口が少ないところは消費税が少なくなった。ところは、ところは大阪とか東京が本社とか、消費額が多いので、都心に集中して消費税を配分しよったのを、これを地方にも半分するようになる、8%でね。それについての、私は努力も評価しなければならないから、ここに書いてあるのは、それとはちょっと福祉関係、矛盾しとるんじゃないかな。また、消費税が上げることはその、あくまでも今度の消費税を上げるのは、福祉目的に上げるということでありますから、そういう目的、福祉の目的に充当するのを私は意見として要望するのがよかつたんじゃないかなと思いますから、そこら辺をお尋ねしたんです、2点。そこら辺を提案者の考えはどうなのかということでお聞きしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

この趣旨は、地方交付税原資の確保というような考えでございます。交付税原資のそもそもの確保を、対象国税4税に対する法定率の引き上げを行ったのを地方交付税の原資として持つてきていただきたいと。地方交付税は、各地方に対して一般財源として使える財源となります。どこに住んでも同じ公共サービスを受けるための最低保障の行政サービスを確保するための重要な原資であります。そういったポイントのところの地方交付税がどんどん抑制されていっているという状況の中です。その財源、原資を確保していただきたいという趣旨の内容でございますので、その目的的な財源充当はそれぞれあるかと思いますが、地方交付税というポイントの財源を確保する、充実強化を求める意見書の内容でございますので、御理解をいただきたいというふうに考えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。ないようです。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

提案者に質問ですけれども、要求項目の6番目ですね、6番目の今出ました対象国税4税、括弧内に対する法定率の引き上げを行うことについていう内容なんですけど、中身についての質問なんですけども、これは要するに消費税を上げろというふうに言っていることなのか、そのことだけちょっと確認しておきたいんです。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

交付税に対する配分を引き上げるべきだというふうな内容と私は理解しております。考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。
これから採決を行います。意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。
事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
きょうのいろいろ議事に関しまして、休憩その他、いろんなことがございましたけれども、まずもって議事進行上、議長の悪いということで、まずはおわび申し上げます。しかし、65号から71号まで、台風24号と一緒に、一緒と同じですけども、急速に加速いたしまして、多少おくれましたけれども、無事終わったことをありがたく思っております。
本日は、以上で日程を全て終了いたしました。
本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

（16時42分 散会）